平成25年３月４日開会
平成25年３月18日閉会

平成25年三宅町議会
第１回定例会会議録

三　宅　町　議　会

平成２５年３月三宅町議会第１回定例会会議録目次

招集告示……1
会期日程表……2
第　１　号　（３月４日）
出席議員……3
欠席議員……3
地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の役職氏名……3
職務のため会議に出席した者の役職氏名……3
議事日程……4
議長あいさつ……8
町長あいさつ……8
開会の宣告……9
議事日程の報告……9
会議録署名議員の指名……9
会期の決定……9
諸般の報告……9
選任第１号の上程、採決……10
議案第１号～議案第５０号の上程、説明……11
同意第１号の上程、説明、質疑、採決……19
発議第１号の上程、説明、質疑、採決……21
選挙第１号の上程、説明、採決……22
散会の宣告……24
第　２　号　（３月８日）
出席議員……25
欠席議員……25
地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の役職氏名……25
職務のため会議に出席した者の役職氏名……25
議事日程……26

開議の宣告……27
議事日程の報告……27
議案第１号～議案第６号の予算審査特別委員会付託について……27
議案第７号～議案第５０号の総括質疑、各委員会付託について……27
一般質問……28
　馬　場　武　信　君……28
　松　田　睦　男　君……33
　渡　辺　哲　久　君……39
　中　尾　正　巳　君……45
散会の宣告……48

第　３　号　（３月１８日）

出席議員……49
欠席議員……49
地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の役職氏名……49
職務のため会議に出席した者の役職氏名……49
議事日程……50
開議の宣告……51
議事日程の報告……51
常任委員長並びに特別委員長報告、質疑、討論、採決……51
閉会中の継続審査について……66
町長あいさつ……66
閉会の宣告……67
署名議員……69

三宅町告示第１２号

平成２５年３月三宅町議会第１回定例会を
次のとおり招集する

平成２５年２月２５日

三宅町長　　志　野　　孝　光

記

１．招集日時　　平成２５年３月４日　月曜日
午　前１０時００分　開　会
１．招集場所　　三宅町役場　３階　議会議場

平成２５年３月三宅町議会第１回定例会

会期日程表

平成２５年３月　４日月曜日
平成２５年３月１８日月曜日　　１５日間

目　　次	月　日　曜　日	開　会　時　間	摘　　要
第　１日目	３月　４日　月曜日	午前１０時００分	定　例　会　開　会 （諸報告・提案説明）
第　２日目	３月　５日　火曜日		休　　会
第　３日目	３月　６日　水曜日		休　　会
第　４日目	３月　７日　木曜日		休　　会
第　５日目	３月　８日　金曜日	午前１０時００分	定　例　会　再　開 （総括質疑・一般質問）
第　６日目	３月　９日　土曜日		休　　会
第　７日目	３月１０日　日曜日		休　　会
第　８日目	３月１１日　月曜日	午前１０時００分	予算審査特別委員会 （歳入、歳出予算説明）
第　９日目	３月１２日　火曜日	午前　９時３０分	予算審査特別委員会 （歳入、歳出予算質疑）
第１０日目	３月１３日　水曜日	午前　９時００分 午後　１時３０分	総務建設委員会 福祉文教委員会
第１１日目	３月１４日　木曜日		休　　会
第１２日目	３月１５日　金曜日	午後　２時００分	式下中学校組合議会
第１３日目	３月１６日　土曜日		休　　会
第１４日目	３月１７日　日曜日		休　　会
第１５日目	３月１８日　月曜日	午後　１時３０分	定　例　会　再　開

平成２５年３月三宅町議会第１回定例会〔第１号〕

招集の日時　　平成２５年３月４日月曜日午前１０時００分開会

招集の場所　　三宅町役場３階議会議場

出席議員名

渡　辺　哲　久	植　村　ケイ子	川　口　靖　夫
中　尾　正　巳	廣　瀬　規矩次	馬　場　武　信
松　田　睦　男	池　本　久　隆	辰　巳　勝　秀
梅　本　勝　久		

欠席議員数（０名）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の役職氏名

町　　長	志　野　孝　光	副　町　長	中　村　吉代茂
教　育　長	安　井　佞　子	総務課長	中　川　　章
健康福祉課長	東　浦　一　人	町民生活課長	西　岡　康　次
産業建設課長	岡　本　豊　彦	教育委員会事務局長	陰　山　尚　則
上下水道課長	松　本　幹　彦	幼児園園長	吉　井　五十鈴

本会議に職務のため出席した者の役職氏名

議会事務局長	土　江　義　仁	モニター室係	森　本　典　秀
モニター室係	増　田　　翔		

本日の会議に付議した事件

議事日程（別紙のとおり）

本会議の会議録署名議員氏名

１番議員	渡　辺　哲　久	２番議員	植　村　ケイ子

平成２５年３月三宅町議会第１回定例会〔第１号〕

議　事　日　程

平成２５年３月　４日　月曜日

午　前　１０時００分　開　会

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　会　期　の　決　定

日程第３　諸　般　の　報　告

（１）会計監査報告

日程第４　選任第１号　三宅町予算審査特別委員会委員の選任について

日程第５　議案第１号　平成25年度三宅町一般会計予算について

日程第６　議案第２号　平成25年度三宅町国民健康保険特別会計予算について

日程第７　議案第３号　平成25年度三宅町後期高齢者医療特別会計予算について

日程第８　議案第４号　平成25年度三宅町介護保険特別会計予算について

日程第９　議案第５号　平成25年度三宅町公共下水道事業特別会計予算について

日程第10　議案第６号　平成25年度三宅町水道事業会計予算について

日程第11　議案第７号　平成24年度三宅町一般会計第７回補正予算について

日程第12　議案第８号　平成24年度三宅町国民健康保険特別会計第３回補正予算について

日程第13　議案第９号　平成24年度三宅町公共下水道事業特別会計第３回補正予算について

日程第14　議案第10号　平成24年度三宅町水道事業会計第３回補正予算について

日程第15　議案第11号　特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第16　議案第12号　教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第17　議案第13号　三宅町行政組織条例の一部を改正する条例の制定について

日程第18　議案第14号　一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第19　議案第15号　職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定につ

いて

日程第20	議案第16号	財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第21	議案第17号	三宅町消防団条例の制定について
日程第22	議案第18号	三宅町非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の制定について
日程第23	議案第19号	三宅町消防団員等公務災害補償条例の制定について
日程第24	議案第20号	三宅町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の制定について
日程第25	議案第21号	三宅町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第26	議案第22号	三宅町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
日程第27	議案第23号	三宅町デイサービスセンター条例の一部を改正する条例の制定について
日程第28	議案第24号	三宅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第29	議案第25号	三宅町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
日程第30	議案第26号	三宅町町営住宅等の整備基準を定める条例の制定について
日程第31	議案第27号	三宅町小集落改良住宅条例の一部を改正する条例の制定について
日程第32	議案第28号	三宅町町道の構造の技術的基準を定める条例の制定について
日程第33	議案第29号	三宅町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について
日程第34	議案第30号	三宅町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について
日程第35	議案第31号	三宅町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
日程第36	議案第32号	三宅町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の制定について
日程第37	議案第33号	三宅町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について
日程第38	議案第34号	三宅町下水道条例の一部を改正する条例の制定について

日程第39　議案第35号　三宅町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について

日程第40　議案第36号　公の施設の指定管理者の指定について

伴堂児童公園

伴堂第二児童公園

日程第41　議案第37号　公の施設の指定管理者の指定について

上但馬北部児童公園

第１上但馬子供の広場

第２上但馬子供の広場

上但馬緑地公園

上但馬第２緑地公園

上但馬第１小集落児童遊園

但馬第２子供の広場

上但馬第５緑地公園

日程第42　議案第38号　公の施設の指定管理者の指定について

第一東屏風児童公園

第二東屏風児童公園

第三東屏風児童公園

第四東屏風児童公園

第五東屏風児童遊園

日程第43　議案第39号　公の施設の指定管理者の指定について

石見児童公園

石見第二児童公園

西石見団地児童遊園

石見南町児童遊園

日程第44　議案第40号　伴堂２丁目児童遊園の指定管理者の指定について

日程第45　議案第41号　小柳児童遊園の指定管理者の指定について

日程第46　議案第42号　但馬子供の広場の指定管理者の指定について

日程第47　議案第43号　屏風第１緑地の指定管理者の指定について

日程第48　議案第44号　三宅町立東屏風体育館の指定管理者の指定について

日程第49	議案第45号	山辺広域振興基金の権利の放棄について
日程第50	議案第46号	三宅町道路線の認定について
日程第51	議案第47号	川西町・三宅町就学指導委員会共同設置規約の制定について
日程第52	議案第48号	天理市、山添村、川西町、三宅町及び田原本町一般廃棄物の処理事務委託に関する規約の変更について
日程第53	議案第49号	磯城郡介護認定審査会共同設置規約の変更について
日程第54	議案第50号	磯城郡障害認定審査会共同設置規約の変更について
日程第55	同意第１号	三宅町教育委員会委員の任命について
日程第56	発議第１号	三宅町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第57	選挙第１号	三宅町選挙管理委員及び補充員の選挙について

◎議長あいさつ

○議長（辰巳勝秀君）　本日、平成25年度３月三宅町議会第１回定例会を招集されましたところ、議員各位には公私ご多忙の中ご出席を賜りまして、心から敬意を表する次第でございます。

本日提案されております議案については、平成25年度一般会計予算を初めといたします選任１件、議案50件、同意１件、発議１件、選挙１件が提出されております。

議員各位におかれましては、円滑に議事が進められ適正妥当な議決に達せられますよう、議会運営にご協力を賜りますことをお願い申し上げまして、開会のあいさつといたします。

◎町長あいさつ

○議長（辰巳勝秀君）　開会に先立ち、志野町長よりあいさつをいただきます。

志野町長。

○町長（志野孝光君）　議員の皆さん、おはようございます。

本日、平成25年３月三宅町議会第１回定例議会を開催いたしましたところ、議員各位におかれましては年度末の公私ご多忙の中、ご出席いただき、大変ありがとうございます。また、平素は町政運営に何かとご尽力、ご協力を賜っておりますことに厚くお礼を申し上げます。

東日本大震災によって大きな打撃を受けた我が国の経済は、復興需要等を背景に緩やかに回復しつつありますが、今後の景気の先行きについては世界経済の下振れ、電力供給の制約、デフレの影響等依然として厳しい状況にある中で、本町におきましては徹底した歳出抑制を図り、新年度予算の編成を行ったところであります。

さて、本定例会にご提案いたしておりますのは、平成25年度一般会計予算案を初めとし、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、公共下水道事業特別会計、水道事業会計のおのおの当初予算案並びに平成24年度各会計補正予算案を合わせ10件、条例の制定案並びに改正案合わせて25件、公の指定管理者の指定案９件、基金の権利の放棄に係る案１件、認定案１件、規約の制定案並びに改正案で４件、同意案１件の計51件と多数の重要案件をご提案申し上げ、議会からも選任１件、発議１件、選挙１件の提案があり、合わせて54件のご審議を願うわけでありますが、何とぞ慎重ご

審議賜りますようお願いを申し上げまして、開会のごあいさつといたします。

◎開会の宣告

○議長（辰巳勝秀君）　ただいまの出席議員数は10名で定足数に達しております。

よって、平成25年３月三宅町議会第１回定例会は成立しましたので、開会し、直ちに本日の会議を開きます。

（午前１０時０２分）

◎議事日程の報告

○議長（辰巳勝秀君）　なお、本日の議事日程はお手元に配付しておりますとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（辰巳勝秀君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により１番議員、渡辺哲久君及び２番議員、植村ケイ子君の２名を指名します。

◎会期の決定

○議長（辰巳勝秀君）　日程第２、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日より３月18日までの15日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳勝秀君）　異議なしと声がありましたので、異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は本日より３月18日までの15日間とすることに決定いたしました。

なお、会期中の会議につきましては、お手元に配付しましたとおりでありますので、ご了承願います。

◎諸般の報告

○議長（辰巳勝秀君）　日程第３、諸般の報告に入ります。

梅本勝久監査委員より監査報告を求めます。

梅本監査委員。

○監査委員（梅本勝久君）　監査報告をさせていただきます。

去る２月19日に片岡嘉夫代表監査委員とともに、平成24年度三宅町一般会計並びに各特別会計、水道事業会計の中間監査を実施いたしましたので、その結果をご報告申し上げます。

平成24年度各会計の予算執行状況及び現金の出納保管、資金の運用等について関係書類及び各帳票類の提出を求め、関係者の説明を受け厳正なる監査を行いました。

その結果、地方自治法を初めとする関係法令に抵触するところもなく、適正に行われており、特に問題として指摘するところもなく、いずれも適正に実施されているものと認めましたので、ここにご報告申し上げます。

平成25年３月４日、監査委員　梅本勝久。

○議長（辰巳勝秀君）　以上で諸般の報告を終わります。

◎選任第１号の上程、採決

○議長（辰巳勝秀君）　これより議事に入ります。

日程第４、選任第１号　三宅町予算審査特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

予算審査のため、予算審査特別委員会を委員会条例第５条第１項の規定により設置し、同条第２項の規定により、９名の委員と議長をオブザーバーとした議員全員を選任したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳勝秀君）　ご異議なしと認めます。

よって、議長及び委員９名をもって構成する予算審査特別委員会を設置することに決定いたしました。

お諮りします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の指名については、委員会条例第12条の規定はありますが、私のほうで指名をしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳勝秀君）　ご異議なしと認めます。

よって、予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の指名をさせていただくことにいたします。

それでは、特別委員会委員長に川口靖夫君、副委員長に馬場武信君を指名します。

◎議案第１号～議案第５０号の上程、説明

○議長（辰巳勝秀君）　お諮りします。

日程第５、議案第１号　平成25年度三宅町一般会計予算についてより、日程第54、議案第50号　磯城郡障害認定審査会共同設置規約の変更についてまでの議案は、既に招集通知とともに配付いたしておりますので、各位におかれては熟読願っている関係上、この際、議案の朗読を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳勝秀君）　異議なしと認め、議案の朗読を省略いたします。

お諮りします。

日程第５、議案第１号　平成25年度三宅町一般会計予算についてより、日程第54、議案第50号　磯城郡障害認定審査会共同設置規約の変更についてまでの議案50件を一括上程したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳勝秀君）　異議なしとの声がありましたので、異議なしと認め、一括上程したいと思います。

議案の朗読は省略し、志野町長より提案理由の説明を求めます。

志野町長。

○町長（志野孝光君）　平成25年３月三宅町議会第１回定例議会を開催し、当初予算案を初めとする数多くの重要案件を提出し、ご審議をお願いするに当たり、予算編成の基本姿勢、各議案の概要並びに重点項目についてご説明を申し上げます。

まず、予算編成の基本姿勢についてであります。

国政においては、昨年12月に政権交代があり、日本経済再生に向けた緊急経済対策として、年度途中での大規模な公共事業を盛り込む過去２番目の規模となる大型補正予算で、歳出総額は13兆1,054億円とする補正予算が行われ、強い経済を取り戻す経済対策が

実施されるところでありますが、地方財政の状況は、長引く景気の低迷により税収が大幅に回復することは期待できず、企業経営や雇用情勢においても厳しい状態が続いており、さらにデフレ状況も改善しておらず、依然として厳しい状況が続いており、国の施策の変化によっては地方財政への影響が懸念されるところであり、地方交付税など地方財源の確保については、国の動向を注視していく必要があります。

このような中ではありますが、本町の財政状況を平成23年度決算の財政指標から見ると、財政健全化判断比率は早期健全化基準に達しない範囲で推移し、前年度より改善されているものの、その他の財政指標では高どまりが続く経常収支比率や0.319と依然として低い財政力指数など、財務体質はいまだに脆弱であり、自主財源である町税等の財源確保は経済状況の低迷により引き続き厳しい状況にあります。

平成25年度の予算編成に当たっては、昨年度に引き続き三宅町第３次基本構想及び第２次集中改革プランに掲げる各種施策実現に向けた予算措置を行ったところであり、歳入では昨年に引き続き町税等の自主財源のさらなる確保並びに未活用財産の売り払い等の促進や新たな自主財源の確保に努めるとともに、歳出においては、夢と活力とうるおいに満ちた三宅町を築いていくため、必要な施策について優先順位の厳しい選択を行い、重要性、緊急性等を慎重に検討し、将来における財政負担についても十分考案した上で選択を行い、町民の皆様が笑顔で明るく暮らせる三宅町づくりの予算編成を行いました。

次に、今回の行政組織機構改革についてご説明を申し上げます。

現在の組織機構については、平成15年度、管理部門を中心とする組織のスリム化に取り組むために部長制が廃止され、さらに平成18年度、多様化する行政ニーズに対し即時性と柔軟性を目的とし、グループ制の導入を柱とする機構改革が行われ、一定の成果を得てきました。しかし、現在の全国の市町村における機構を見ると、グループ制を導入する市町村は少なくなってきているのが現状であります。

こうしたことを捉え、町では幅広い課題に取り組み、町民が誰でもわかりやすい機能的な組織を目指すため、これを機に町長の管理体制の強化と目の行き届く組織体制の強化、グループ制において得た即時性と柔軟性の維持、分権時代に対応した専門性を持った組織づくりを行うとともに、部長制の復活により、職員減少に伴う業務の効率化や簡素化、または責任の所在を明確にした組織とすることを視点とした組織機構改革を実施することとしました。

具体的な重点改革としましては、従来の企画部門の企画課に加え、企業立地や京奈和

自動車道仮称三宅インター開通に伴う整備や石見駅周辺整備等の地域まちづくりを推進するまちづくり推進課と、地域観光力の強化を軸に産業振興を進める地域活性課を含めた未来創造部を新設し、三宅町第３次基本構想にも示されている三宅の個性を守り、活かすまちづくりや快適な生活環境のあるまちづくりのための総合的なまちづくりの強化推進部門としました。

また、本庁舎にあった住民部門と保険部門に加え、あざさ苑にありました長寿介護部門を加えたくらし創造部の新設により、町民にわかりやすく一体化したサービスが行える体制といたしました。さらに健康子ども部の新設は、最近社会全体で早急に取り組むべき重大な課題である児童虐待に対し、問題啓発と早期発見のため迅速かつ的確に対応できる組織と未来を担う子どもたちをのびのびと育てるまちづくりを目指すため、子育て支援の総合的な推進を図り、子どもに関する部門を一元化し、効率的、機能的な体制としたものです。

この改革は、町役場の改革を促進し、第２次集中改革プラン等で取り組んできました行財政改革を一層進めていくための根幹となる重要で長期的な視野に立った改革であると考えています。

当面、町民の皆様方には多少ご迷惑をおかけすることもあろうかと存じますが、何とぞ議員の皆様も同様、ご理解いただきますようお願いを申し上げます。

続きまして、各議案の主な事項についてご説明申し上げます。

まず、議案第１号　平成25年度三宅町一般会計予算案についてでありますが、歳出面では財政状況が非常に厳しいことを踏まえ、昨年に引き続き町長を初めとする常勤特別職、教育長の給料の減額を向こう１年間実施することといたしました。

総務費については、電算システム並びに各種保安管理に係る経費、町政40周年記念町勢要覧作成、コミュニティバスの試行運転、観光拠点の整備、ふるさと三宅創生事業、環境にやさしい町エコ事業に係る経費を、また選挙費といたしましては参議院議員選挙に係る所要の経費を組み入れ、総務費として５億3,718万6,000円を計上いたしました。

民生費については、心身障害者、高齢者、ひとり親及び乳幼児に係る医療給費費が年々増加する中で所要の予算措置を図っております。また、高齢者対策としては、生きがいと健康づくり、在宅福祉事業並びに介護保険特別会計繰出金に係る経費を、児童福祉では、児童手当、次世代育成支援事業、幼児園・伴堂保育所大規模改修工事、放課後児童保育等に係る経費を、障害福祉については、サービス利用並びに自立支援事業に係る経

費の組み入れを行い、民生費として10億2,552万7,000円の計上となっています。

衛生費においては、健康の維持、増進を図るための各種がん検診等健康対策に係る経費、あざさ苑の指定管理に係る経費、予防接種助成経費並びにごみ・し尿処理経費、指定ごみ袋関係費等の清掃費予算経費を合わせ３億721万円の計上をいたしました。

農林水産業費及び商工費では、農業用施設維持管理の適正化促進に係る経費等を予算として5,498万1,000円の予算計上を行っております。

土木費においては、町道１号線インターチェンジ関連整備並びに３号線踏切拡幅整備、石見駅周辺整備、町営住宅管理経費、既存木造住宅耐震診断助成等の事業の推進を図るべく予算の組み入れを行い４億5,513万円の計上をいたしました。

消防費については、従前より東南海・南海地震、防災対策推進地域の指定を受け、災害に強いまちづくりに取り組んできたところでございますが、引き続き防災用食料・資材の備蓄の経費、山辺広域行政事務組合消防負担金並びに消防団に係る経費を合わせ１億5,885万円を計上しました。

教育費については、教育委員会、学校、幼稚園の運営経費、社会教育活動並びに保健体育活動費を合わせて２億5,700万7,000円を計上いたしました。

公債費については長期借入地方債の元金、利子を合わせて３億6,510万1,000円の計上をいたしました。

一方、歳入面については、町税として対前年度に比し1,467万9,000円の増額で６億1,460万8,000円を見込み、予算計上いたしました。これは法人税率が引き下げられ、同時に県税の法人事業税は増税になることから、この調整のため、たばこ税の税源移譲が行われたための増並びに固定資産税等の徴収率の向上による影響分を見込んだものであります。

地方譲与税については、国の地方譲与税総額が減額されていることから、前年度に比し154万8,000円の減額を行い2,118万3,000円を計上しました。

利子割交付金については国の動向により360万円を、地方消費税交付金で4,851万円を、自動車取得税交付金で1,240万8,000円を、地方特例交付金については458万3,000円を計上いたしました。

地方交付税については、国の地方交付税の総額が全国ベースで2.26％の減額措置が見込まれておりますが、このたび被災地に向けた震災復興特別交付税が設けられたことにより、非被災地への交付税に対して影響が及ぶと考えられることから、昨年度の決算額

より減額を見込み、特別交付税を合わせ16億1,655万1,000円を計上いたしました。

分担金及び負担金については、式下中学校普通交付税負担金等として5,703万1,000円の計上をいたしました。

使用料及び手数料については、町営住宅使用料、幼稚園授業料、住民登録手数料等で5,512万7,000円の計上をいたしました。

国・県支出金については歳出経費を基本にした補助算定を行い、国庫支出金については２億165万8,000円、県支出金については１億3,577万8,000円を計上いたしました。

財産収入では、基金利子並びに小集落地区改良事業等の残地の売り払い収入を合わせ2,880万1,000円の計上をいたしました。

繰越金については1,000万円を見込んでおります。

町債では、地方交付税の振替財源となる臨時財政対策債１億4,230万円の借入額を見込むとともに、各事業の債借入予定額を含め３億9,580万円を計上いたしました。

平成25年度の一般会計の予算規模は歳入、歳出全般にわたり精査と見直しを徹底いたしました結果、32億4,500万円となり、前年度当初予算額と比較しますと２億1,500万円の増額で7.1％の増となっております。これは主に幼児園、伴堂保育所大規模改修工事等によるものであります。

次に、議案第２号から第５号までの平成25年度三宅町国民健康保険特別会計、三宅町後期高齢者医療特別会計、三宅町介護保険特別会計並びに三宅町公共下水道事業特別会計の４会計予算案を合わせ、予算規模は18億6,968万円となり、前年度と比較して1.4％の減となっております。

次に、議案第６号　平成25年度三宅町水道事業会計予算案については、収益的収入において１億7,079万3,000円で、支出は１億7,045万円、また資本的収入で2,164万2,000円、支出は5,675万6,000円の予算組み入れを行いました。

以上が議案第１号から議案第６号までの新年度予算案における主な予算の概要でありますが、事業執行段階においても適正かつ効率的な執行管理を徹底し、引き続き経常経費の節減合理化と歳入財源の確保に努めてまいる所存であります。

冒頭でも申し上げましたが、非常に厳しい財政状況のもとで財政健全化に向けて努力している中での予算編成であり、事業の優先順位についても重要性、緊急性等を基本に、将来における財政負担についても十分考案した上で予算の編成を行い、関係方面からの要望等を全て満たすことはできておりませんが、議員各位におかれましてもご理解とご

協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第７号から議案第10号までの４議案は、平成24年度各会計の補正予算案であり、各事業における事業費等の確定に伴い国・県支出金、地方債等の特定財源の変更による補正予算案であります。特に一般会計補正予算案中、農地基盤整備促進事業水路改修等並びに社会資本整備総合交付金事業道路事業等を実施すべく補正予算化を行ったものであり、さきの事業とあわせて三宅２号線道路改修に係る経費を新年度に繰り越し、事業を実施するものであります。

議案第11号　特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定案並びに議案第12号　教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定案については、厳しい財政状況、社会経済情勢を考慮し、従前より実施しております給料のカットを継続するための条例改正案を提出いたしました。

議案第13号　三宅町行政組織条例の一部を改正する条例の制定案、議案第14号　一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定案、議案第15号　職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定案までの３件については、平成25年４月より部長職を復活させ、職員の立場と責任の所在を明確にし、関係する課をまとめ１つの部とする行政組織の改正並びに職務の内容の変更及び職員の特殊勤務手当の支給を受ける者の範囲の課名の改正が生じることから、関係条例の一部を改正を行うべく提出をいたしました。

議案第16号　財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定案については、第２次地域主権一括法の施行により、国に対する寄附等の制限がなくなり、これに伴い国を対象に加えるべく条例の一部を改正するため提出いたしております。

議案第17号　三宅町消防団条例の制定案、議案第18号　三宅町非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の制定案、議案第19号　三宅町消防団員等公務災害補償条例の制定案、議案第20号　三宅町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の制定案までの４件については、従来消防団に係る事務については、山辺広域行政事務組合消防本部において共同処理を行っておりましたが、消防の広域化に伴い、三宅町に消防団事務が移管されることから、当該事務に関して新たな条例の制定が必要となることから、今回提出をいたしております。

議案第21号　三宅町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定案、議案第22号　三宅町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定案の２件については、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準、並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について新たな条例の制定が必要となることから提出をいたしております。

議案第23号　三宅町デイサービスセンター条例の一部を改正する条例の制定案については、介護保険法の改正により、一部の介護サービス、介護施設に係る基準が奈良県条例に委任されたため、条例の一部改正を行うべく提出をいたしております。

議案第24号　三宅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定案については、国民健康保険の被保険者に係る資産割額について、他市町村との比較及び国民健康保険広域化時について資産割が廃止される予定であることに鑑み、資産割額の率を医療費分100分の51を100分の25に、後期支援分100分の14を100分の７に、介護分100分の7.5を100分の４に改めることとする改正を提出いたしております。

議案第25号　三宅町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定案、議案第26号　三宅町町営住宅等の整備基準を定める条例の制定案の２件については、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の中で、公営住宅法の一部改正が行われ、それに伴い今まで政令で定めていた入居者資格や入居者特例等並びに整備基準については、国が定める基準を参酌して、地方公共団体が地域の実情に応じて条例で定めることとなり、条例の一部改正並びに制定を行うべく提出いたしております。

議案第27号　三宅町小集落改良住宅条例の一部を改正する条例の制定案については、三宅町町営住宅、改良住宅のあり方について、平成20年６月23日答申に基づき、地域の実情に応じた条例を定めることとなり、三宅町小集落改良住宅条例の一部を改正する必要が生じたため提出いたしました。

議案第28号　三宅町町道の構造の技術的基準を定める条例の制定案、議案第29号　三宅町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定案、議案第30号　三宅町準用河川

に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定案、議案第31号　三宅町都市公園条例の一部を改正する条例の制定案、議案第32号　三宅町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の制定案、議案第33号　三宅町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定案の６件については、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により道路法・河川法・都市公園法・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部が改正されたことに伴い、これまで国の法令で定めていた基準について地方公共団体が地域の実情に応じて条例で定めることとなり、町道の構造の技術的基準、町道に設ける道路標識の寸法に関する基準、準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準、都市公園の設置基準、公園施設の設置基準、新たに町道における移動等円滑化基準、特定公園施設の設置基準について自治体ごとに条例で定める必要があるため提出いたしております。

議案第34号　三宅町下水道条例の一部を改正する条例の制定案については、公共下水道事業の円滑な管理運営並びに適正な受益者負担の観点から、下水道使用料の改正を行うとともに、公共下水道の構造の技術上の基準並びに都市下水路の構造及び維持管理の技術上の基準を自治体が定める条例に委任するとした下水道法の改正に伴い、本条例の一部を改正するため提出いたしております。

議案第35号　三宅町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定案については、布設工事監督者の配置、資格基準及び水道技術管理者の資格基準を自治体が定める条例に委任するとした水道法の改正に伴い、本条例を新たに制定するため提出いたしております。

議案第36号から議案第43号までの公の指定管理者の指定案、伴堂児童公園、伴堂第二児童公園、上但馬北部児童公園、第１上但馬子供の広場、第２上但馬子供の広場、上但馬緑地公園、上但馬第２緑地公園、上但馬第１小集落児童遊園、但馬第２子供の広場、上但馬第５緑地公園、第一東屏風児童公園、第二東屏風児童公園、第三東屏風児童公園、第四東屏風児童公園、第五東屏風児童遊園、石見児童公園、石見第二児童公園、西石見団地児童遊園、石見南町児童遊園、並びに児童遊園等、伴堂２丁目児童遊園、小柳児童遊園、但馬子供の広場、屏風第１緑地の23施設の指定管理案の８議案は、地方自治法第244条の２第３項の規定により、公の施設の指定管理者の指定をするため、同条第６項の規定により議会の議決を願うべく提出いたしたものであり、議案第44号　三宅町立東屏

風体育館の指定管理者の指定案についても、さきの児童公園等同様指定管理者の指定を行うべく提出を行ったものであります。

議案第45号　山辺広域振興基金の権利の放棄案については、山辺広域行政事務組合消防本部庁舎整備事業の財源に充当を行うべく提出いたしております。

議案第46号　三宅町道路線の認定案については、三宅町大字伴堂80－９の開発行為に係る寄附により町道の認定を行うべく提出いたしております。

議案第47号　川西町・三宅町就学指導委員会共同設置規約の制定案については、現在磯城郡３町において就学指導委員会を設置し、事務をとり行っておりますが、小・中学校特別支援学級の在籍者がふえ続ける傾向にあることから、このたび川西町と三宅町の２町で就学指導委員会の事務をとり行うこととし、本規約の制定が必要となることから提出をいたしております。

議案第48号　天理市、山添村、川西町、三宅町及び田原本町一般廃棄物の処理事務委託に関する規約の変更案については、天理市の一般廃棄物の条例及び規則の変更により、規約の一部改正の提出をいたしております。

議案第49号　磯城郡介護認定審査会共同設置規約の変更案については、磯城郡介護認定審査会共同設置規約は、平成11年６月議会において承認されました。

今回、１回の審査会における介護認定審査件数の増加に伴い、審査委員の負担軽減を行うべく、審査会の合議体数を現行の３合議体から４合議体に増加することとし、あわせて委員の定数を15人から24人に増員することとした規約の一部改正を提出いたしております。

議案第50号　磯城郡障害認定審査会共同設置規約の変更案については、地域社会における共生の実現に向け、新たな障害保健福祉施策を講じるための関係法律の整備に関する法律が平成24年３月に閣議決定、同年６月27日に公布され、本法律により平成25年４月１日から「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」と改められることから、規約の一部改正が生じたため提出をいたしております。

以上が今定例議会に提出いたしました当初予算案６件、補正予算案４件、条例の制定案、改正案で25件、公の指定管理者の指定案９件、基金の権利の放棄に係る案件１件、認定案１件、規約の制定案、改正案で４件の計50件の概要説明であります。

議員各位におかれましては、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げまして、

説明を終わります。

○議長（辰巳勝秀君）　ただいま町長の説明が終わりました。

議案に対する総括質疑は、３月８日の金曜日、午前10時より行いますので、よろしくお願い申し上げます。

◎同意第１号の上程、説明、質疑、採決

○議長（辰巳勝秀君）　お諮りします。

日程第55、同意第１号　三宅町教育委員会委員の任命について同意を求める件を議題とし、志野町長より説明を求めます。

志野町長。

○町長（志野孝光君）　同意第１号　三宅町教育委員会委員の任命につきましては、昨年７月31日付をもって委員１名から辞任の届けがありましたので、新たな委員の任命をいたしたく地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定に基づき、議会の同意を求めるべく提出いたしました。

氏名等の朗読をもって説明とさせていただきます。

住所　――――――――――――――――――――――――。

氏名　松並宣也。

生年月日　――――――――――生まれ。

新任でございます。ご同意のほど何とぞお願いを申し上げます。

○議長（辰巳勝秀君）　ただいま町長の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

松田議員。

○７番（松田睦男君）　私は賛成とか反対とかいうものではなくして、大和高田市からなぜ本町に教育委員を任命されたのか、三宅町内にも学校長を定年退職された方が石見とか、ほかの大字にも複数人おられるんですが、そこらでなくてなぜ大和高田市だったか、そこらをちょっとお教えいただきたいと思います。

○議長（辰巳勝秀君）　今おっしゃったのは、地元じゃなしに町外からということですか。

○７番（松田睦男君）　そういうことです。といいますのは、町内にもそういう学識経験者とか、そういう方がいろいろあるわけですね。あえて大和高田市から三宅町まで来て

いただくのか、三宅町から大阪とかいろんな学校で校長やら教頭やら経験された方が何人もおられる中で、あえて大和高田市から呼ばれたその理由だけ聞かせていただきたいと思います。

○議長（辰巳勝秀君）　志野町長。

○町長（志野孝光君）　松田議員がおっしゃいましたことも十分考慮した上での人選でございます。特に重要視させていただきましたのは、県とのパイプ等も非常に太うございますので、その点を重視いたしました。といいますのも、やはり今騒がれておりますいじめであったり教師の暴力等によりまして、非常に人事等も難しゅうなっております。その内容を考えますと、やはり県教育委員会とのパイプも非常に重要であるということから判断いたしまして、松並氏の上程をさせていただいたわけでございます。どうぞご理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（辰巳勝秀君）　松田議員。

○７番（松田睦男君）　今、町長のほうから教育に対する並々ならぬ決意のほどを聞かせていただきました。式下中を初め三宅小学校でも不登校とかそういういろんな問題が出ていますので、そこらを十分に改善していただくよう期待しまして、私はそれでよく理解できました。

○議長（辰巳勝秀君）　ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳勝秀君）　ないようですので、質疑なしと認めます。質疑は終結します。

日程第55、同意第１号　三宅町教育委員会委員の任命について同意を求める件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は原案のとおり同意することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳勝秀君）　起立全員と認めます。

したがって、本件は原案のとおり同意することと決定いたしました。

それでは、松並宣也教育委員会の委員さんが来ておられますので、入場願います。

（松並教育委員入場）

○議長（辰巳勝秀君）　ただいま本会議において、新たに教育委員会委員に同意されましたので、ここで松並教育委員会委員のあいさつを受けることにいたします。

演壇のほうへどうぞ。

○教育委員（松並宣也君）　失礼いたします。松並と申します。

三宅町の子供たちが明るく、元気に、正々堂々と、生き生き、さわやか、思いやりを持った、こんな子供たちであってほしいと願っています。微力ではございますが、力を尽くしたいと思います。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（辰巳勝秀君）　どうもご苦労さまでした。

（松並教育委員退場）

◎発議第１号の上程、説明、質疑、採決

○議長（辰巳勝秀君）　続きまして、日程第56、発議第１号　三宅町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、上程したいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳勝秀君）　異議なしとのお声がありましたので、異議なしと認めます。提出者の馬場議員より提案理由の説明を求めます。

馬場武信君。

○６番（馬場武信君）　発議第１号　三宅町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

発議第１号の趣旨説明を申し上げます。

三宅町議会議員の報酬は、本来26万円と定められておりましたが、集中改革プランにのっとり平成18年３月、議員報酬を１割カットを条例改正で決定し、今も実施いたしております。この１割カットを継続するための期間延長として、平成25年４月１日から平成26年３月31日までの間と条例を改正するものであります。

以上で趣旨説明を終わります。よろしくお願いします。

○議長（辰巳勝秀君）　ただいま説明が終わりました。

日程第56、発議第１号　三宅町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳勝秀君）　質疑ないようですので、質疑なしと認めます。質疑は終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳勝秀君）　討論なしと認めます。討論は終結します。

お諮りします。

日程第56、発議第１号　三宅町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳勝秀君）　起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定いたしました。

◎選挙第１号の上程、説明、採決

○議長（辰巳勝秀君）　お諮りします。

日程第57　選挙第１号　三宅町選挙管理委員及び補充員の選挙についてを議題とし、直ちに選挙を行います。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第２項の規定により、指名推選にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳勝秀君）　ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名推選の方法については、議長において指名推選したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳勝秀君）　異議なしとのお声がありましたので、異議なしと認めます。

よって、議長より指名推選することに決定いたしました。

これより、三宅町選挙管理委員を指名いたします。

氏名、宮内博幸、――――――――――――――――。

氏名、武内義文、――――――――――――――――。

氏名、上松良有、――――――――――――――――――――。

氏名、秋山郁子、――――――――――――――――――――。

以上で選挙管理委員４名の方を指名いたします。

続きまして、補充員を指名いたします。

補充員１番、氏名、吉川雅彦、――――――――――――――――――――。

補充員２番、氏名、岡本　登、――――――――――――――――――。

補充員３番、氏名、藤本良矩、――――――――――――――――――。

補充員４番、氏名、今西三治、――――――――――――――――――――。

以上、補充員として４名の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました宮内博幸氏、武内義文氏、上松良有氏、秋山郁子氏を選挙管理委員とし、補充員１番、吉川雅彦氏、補充員２番、岡本　登氏、補充員３番、藤本良矩氏、補充員４番、今西三治氏を補充員として当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳勝秀君）　異議なしとのお声がありましたので、異議なしと認めます。

よって、８名の方が当選されました。

ただいま当選されました方々には、三宅町議会会議規則第33条第２項の規定により、速やかに当選の告知をいたします。

続きまして、三宅町選挙管理委員及び補充員を代表して、宮内博幸選挙管理委員さんにご入場願います。

（宮内選挙管理委員入場）

○議長（辰巳勝秀君）　ただいま本会議において、選挙管理委員及び補充員に当選されました８名の方々を代表して、宮内選挙管理委員のあいさつを受けることにいたします。

演壇のほうへどうぞ。

○選挙管理委員（宮内博幸君）　ただいま本定例会におきまして、三宅町選挙管理委員会の委員に当選しました宮内でございます。

もとより微力ではございますが、諸先生方のご指導、ご鞭撻をいただき、公正な選挙の執行管理に向けて、誠心誠意この重責を果たしたいと決意し、心に決めた次第でございます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

甚だ簡単ではございますが、私のあいさつにかえさせていただきます。

○議長（辰巳勝秀君）　ご苦労さまです。

◎散会の宣告

○議長（辰巳勝秀君）　本日はこれをもちまして散会といたします。

次回は３月８日金曜日午前10時より会議を開きます。本日はどうもご苦労さまでございました。ありがとうございました。

（午前１０時５７分）

平成２５年３月三宅町議会第１回定例会〔第２号〕

招集の日時　　平成２５年３月８日金曜日午前１０時００分開議

招集の場所　　三宅町役場３階議会議場

出席議員名

渡　辺　哲　久	植　村　ケイ子	川　口　靖　夫
中　尾　正　巳	廣　瀬　規矩次	馬　場　武　信
松　田　睦　男	池　本　久　隆	辰　巳　勝　秀
梅　本　勝　久		

欠席議員数（０名）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の役職氏名

町　　長	志　野　孝　光	副　町　長	中　村　吉代茂
教　育　長	安　井　佞　子	総務課長	中　川　　章
健康福祉課長	東　浦　一　人	町民生活課長	西　岡　康　次
産業建設課長	岡　本　豊　彦	教育委員会事務局長	陰　山　尚　則
上下水道課長	松　本　幹　彦	幼児園園長	吉　井　五十鈴

本会議に職務のため出席した者の役職氏名

議会事務局長	土　江　義　仁	モニター室係	森　本　典　秀
モニター室係	松　浦　祐　佳		

本日の会議に付議した事件

議事日程（別紙のとおり）

本会議の会議録署名議員氏名

１番議員	渡　辺　哲　久	２番議員	植　村　ケイ子

平成２５年３月三宅町議会第１回定例会〔第２号〕

議　事　日　程

平成２５年３月　８日　金曜日

午　前　１０時００分　再　開

日程第１	議案第１号から議案第６号までの６議案に対する予算審査特別委員会付託について
日程第２	議案第７号から議案第５０号までの４４議案に対する質疑、各委員会付託について
日程第３	一般質問について

◎開議の宣告

○議長（辰巳勝秀君）　平成25年３月三宅町議会第１回定例会を再開します。

議員各位には、公私ご多忙の中ご出席を賜りまして、心から敬意を表する次第でございます。

ただいまの出席議員数は10名で定足数に達しております。

よって、議会は成立しました。本日の会議を開きます。

（午前　９時５５分）

◎議事日程の報告

○議長（辰巳勝秀君）　本日の議事日程は、お手元に配付しておりますとおりであります。

◎議案第１号～議案第６号の予算審査特別委員会付託について

○議長（辰巳勝秀君）　日程第１、議案第１号　平成25年度三宅町一般会計予算についてより、議案第６号　平成25年度三宅町水道事業会計予算についてまでの６議案をさきに設置いたしました三宅町予算審査特別委員会に付託いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳勝秀君）　ご異議なしのお声がありましたので、ご異議なしと認めます。

日程第１、議案第１号　平成25年度三宅町一般会計予算についてより、議案第６号　平成25年度三宅町水道事業会計予算についてまでの６議案を三宅町予算審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

◎議案第７号～議案第５０号の総括質疑、各委員会付託について

○議長（辰巳勝秀君）　次に、日程第２、議案第７号　平成24年度三宅町一般会計第７回補正予算についてより、議案第50号　磯城郡障害認定審査会共同設置規約の変更についてまでの総括質疑の提出がありませんでしたので、割愛します。

お諮りします。

日程第２、議案第７号　平成24年度三宅町一般会計第７回補正予算についてより、議案第50号　磯城郡障害認定審査会共同設置規約の変更についてまでの議案44件は、各常

任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳勝秀君）　ご異議なしのお声がありましたので、ご異議なしと認めます。

議案第７号　平成24年度三宅町一般会計第７回補正予算についてより、議案第50号磯城郡障害認定審査会共同設置規約の変更についてまでの議案44件は、各常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎一般質問

○議長（辰巳勝秀君）　次に、日程第３、一般質問についてを議題とし、一般質問を行います。

今定例会に通告されました議員の発言を許します。

◇　馬　場　武　信　君

○議長（辰巳勝秀君）　６番議員、馬場武信君の一般質問を許します。

馬場武信君。

○６番（馬場武信君）　６番議員の馬場武信でございます。

まず最初に、安心安全の町づくりの視点から、無縁社会、孤独死について。

まず、2010年ごろからマスコミ報道等で社会問題化しだした血縁、地縁の希薄化、崩壊による無縁社会、孤独死が大都会の一隅でなく、この三宅町内で惹起されました。いつどのようにして亡くなられたか、１週間以上発見されずにいたと聞き及んでおります。地域のきずなを大切にをモットーにしてきただけに、心痛ましい出来事でございます。

三宅町も高齢化した独居老人が増加傾向にあります。ひとりでも安心して生きられる町、ひとりでも安心して死を迎えられる町、そのためには何が必要か、地域をも含めた行政に課題を突きつけられました。

今回の事案を検証し、これからの安全安心の町づくりに資すべきと考えますが、行政の考えをただします。

次に、公共施設の耐震化について。

国政において緊急経済対策としての大型補正予算が組まれ、学校等の耐震化も重点施策にされております。

三宅町では、教育現場での子供たちを災害から守る小中学校、幼稚園の耐震化は、志

野町政により順調に推移してまいりました。

子供たちを守る点において、放課後児童健全育成の場である総合センターや解放会館も、学校現場と同等に位置づけられます。

現況は隣保館の機能を有しておりますが、両施設をこれからも継続使用されるならば、早期の耐震化と耐震結果においた対策は必要と考えております。

次いで、各大字にある公民館の耐震化について伺います。

公民館は地域の人たちが最も多く集う場であるにもかかわらず、大字によっては相当老朽化し、新耐震基準に満たない建物もあります。

公民館が大字の所有ということで、各自治会の自主性に委ねられるのか、公共性を重視し、耐震診断等は行政主導で行い、危険度に応じて個別対応等も考えておられるか、安心安全の町づくりの視点からお答えください。

最後に、幼児園のバス運行業務並びに給食について伺います。

バス運行業務については、利用者激減の改善策として町長みずから説明された経緯がございます。財政難の折、経費削減と利便性の相反する課題解決のための検討委員会が設置されております。安全性を確保し、利便性を損なわず、いかに経費削減を図るか、白紙の状態で検討する必要があります。

次に、幼児園の給食について。

給食に関して、食の安全は言うに及ばず、園児たちがおいしいと思える内容でなければなりません。質の高い給食が求められます。

給食業者の食材は、比較的手間のかからない冷凍食品等の使用頻度が高いと耳にいたしております。メニュー等の点検が必要です。

食育の点からも、三宅幼児園の給食を考えたとき、地元活性化のためにも地産地消をも考慮した食材の利用を図る必要があります。そのためには、業者選定も含めて給食体制のあり方を考える必要があるかと思います。

バス運行業務並びに給食に関しての今後の方針をただし、質問を終わります。

○議長（辰巳勝秀君）　町長。

○町長（志野孝光君）　６番、馬場議員の無縁社会、孤独死に関する質問についてご回答申し上げます。

本事案の検証につきましては、長寿介護グループ内で行っておりますが、本事案を含め孤独死については、私たちが置かれている社会の中でこれまで構築されてきた地縁や

血縁、さらには社縁といったものが希薄化し、家族や隣人等と会う頻度が少なくなり、そのような結果死後のタイムラグを経ての発見になるものではないかと考えております。

社会の希薄化は、特に戦後の経済至上主義や会社中心主義により人間疎外を起こしたため、地域との接点を希薄にし、また貨幣経済の進展も近隣でのものや食べ物を融通し合うという関係も消滅したため、貨幣サービス関係による、ひたすら便利で効率的な自由な個人主義へと進み、結果、生き死にについて、隣人どころか家族すら知れない社会となってしまったのではないかと言われております。

こうした中で、地域で孤立を防ぐことや緊急時に対応するため、町といたしましては外出のきっかけやコミュニケーションの場となる活動拠点を整備するとともに、地域の日常的な支え合い活動の体制づくりを推進するため、地域の居場所づくり推進事業を実施し、また介護保険制度によるサービスの有効的な利用や急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図るため、緊急通報装置の貸与、安否確認や見守り活動に関しましては、配食サービスや地域包括支援センターを中心に、地域のボランティア団体である三宅町友愛チームや民生委員等との連携により実施し、地域包括ケアによる見守り活動を積極的に実施する等の施策を行っております。

さらに、今定例議会でご審議いただく新年度予算には、試行運転ではありますが、コミュニティバスの予算を計上しております。通院や買い物といった日常生活の足だけではなく、できるだけ多くの場所に町民の皆様が出かけていき、趣味であったり特技を生かした活動ができるような手法の検討材料として予算を計上しております。

しかしながら、これからの問題は公的サービスだけで解決できる問題ではありません。地縁、血縁については個人の意識の問題が大きくかかわってきます。みずから縁を絶ち切っているのではないかというような場面にも出会います。単身で過ごされている方は決意を持っての方、またそうでない方等を問わず、みずからも将来の自分をしっかりと考えていただくことも必要ではないかと考えております。

そのようなことを踏まえた上で、親族や友人、近所の人、自治会や老人クラブ活動を通じた行事等、参加状況の地域による見守り、公的な介護サービスの利用やＮＰＯやボランティアによるケアにより、地域のきずなを構築し、支え合う社会を創出することにより、無縁社会や孤独死に対する必要があると考えております。

身近なことではありますが、新聞や牛乳などの配達の受け取り状況や雨戸が閉まったままであるとか、日ごろからの日常生活に変わったことはないかとか、気づいたことが

あれば役場や地域包括支援センターにご連絡をいただくなど、こうした小さな積み重ねが安心安全の町づくりを進めていく上で重要であると考えておりますので、重ねて町民を初め皆様のご協力をいただきますようにお願いをいたします。

続きまして、公共施設の耐震化についてでございますが、総合センター、解放会館はご承知のとおり人権の高揚と定着を図るべく、地域社会の資源、人材を活用しながら事業展開を図っているところです。特に総合センターは隣保館、児童館、集会所から成る複合施設であり、その中の児童館事業の１つとして、義務教育の場ではありませんが、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後、児童館の施設を利用して適切な遊び及び生活の場として学童保育事業を実施しております。

さて、馬場議員ご質問の総合センターの耐震化についてでございますが、教育施設、医療施設等の耐震化は重点施策にされております。ところが、学校校舎の中で学童保育事業を実施していたとしてもその分は補助対象とならないなど、補助制度上、学校現場と学童現場では同等に位置づけられていないという一部現状もございます。しかしながら議員指摘のとおり、学校現場も学童現場も子供たちを守る点においては同等であると認識をしております。

今後町の公共施設の耐震化を進める中で、国、県の補助制度を活用しながら耐震診断及び必要に応じた耐震改修の促進について検討してまいります。

続きまして、公民館につきましては教育長が回答をさせていただきます。一旦かわらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（辰巳勝秀君）　教育長。

○教育長（安井佞子君）　引き続きご回答させていただきます。

教育委員会といたしましては、公共施設等の耐震化の優先順位を遵守しながら、公民館分館の耐震化の検討を進めてまいりたいと考えておりますが、公民館分館については、三宅町公民館条例で定めるように、三宅町中央公民館の分館として位置づけられておりますが、一方設置の経過につきましては、県補助金を受けながら地元自治会負担や開発者等負担により設置された公民館分館であります。

実態としましては、議員も申されましたとおり、大字の所有物として各自治会で自主的に運営されており、その運営に必要な経費の一部を町より運営補助金としてお支払いしているところであります。

こういった現状を踏まえ、安全性を重視するならば、きょうまでの大型改修時の町の

補助金については、公民館分館運営補助金交付要綱の定めるところにより、自治会長の申請により予算の範囲内で相当と認める額により行わざるを得ないのではないかと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（辰巳勝秀君）　志野町長。

○町長（志野孝光君）　３つ目の三宅幼児園バス運行業務についてご回答申し上げます。

平成24年11月に三宅幼児園バス運行業務検討委員会が設置され、３点の内容が検討、協議されたと聞いております。

その内容といたしまして、１点目が幼児園バス運行の継続について、２点目に幼児園バス運行業務に係る経費について、３点目が今後のバス運行業務のあり方についてでした。

そして、検討委員会で協議された結果、１点目の幼児園バス運行の継続については、保護者による送迎が増加しているものの、バス利用を必要とする家庭があることから、これまでどおりバス運行を継続実施していくこと、２点目の幼児園バス運行業務に係る経費については、経費削減を視野に入れて契約方法の見直しなどを図ること、３点目のバス運行業務のあり方については、園児の安心安全を確保し、保護者の信頼を得ながら、安定したバスの運行がなされるよう配意すること、以上についてバス検討委員会から提言書をいただきました。

町といたしましては、検討委員会の提言を真摯に受けとめ、前向きに取り組んでいきたいと考えております。

まずは、長年にわたる特定業者との契約方法を見直し、平成25年度より競争入札を導入いたします。また競争性を持たせる中で、経費が削減されても、安かろう悪かろうに陥らないために、安全性の確保はもちろんのこと、園児や保護者が安心して利用したいと思う車内環境や運行業務を行うよう業務仕様書に盛り込むなど創意工夫していきたいと考えております。

次に、給食調理業務についてお答えを申し上げます。

給食調理業務につきましても、三宅幼児園給食調理業務検討委員会が設置され、幼児園給食業務契約方法の見直しと今後の給食業務のあり方について検討されたと聞いております。そして協議の結果、より質の高い給食が提供されるよう契約方法を見直すことと園児への食の安心安全を確保し、よりおいしい給食の提供、安定した給食の供給が行

われるよう配意すること、以上２点の提言書を給食業務検討委員会からいただきました。

この提言につきましても、前向きに取り組むため、長年委託してきました特定業者との契約方法を平成25年度より見直しいたします。

契約方法につきましては、式下中学校給食調理業者委託選定で行われましたプロポーザル方式により委託業者を選定していきたいと考えております。

また、馬場議員ご指摘のとおり、園児たちに安心安全な食材を提供していく１つといたしまして、地産地消を追及していくなど、地元活性化も視野に入れて仕様書に盛り込んでいきたいと考えております。

以上で回答を終わらせていただきます。

○議長（辰巳勝秀君）　６番議員、馬場議員。

○６番（馬場武信君）　１点だけ意識確認いたします。

まず、バスの運行業務について、当初平成24年の３月では24人と予算も授与され、現況では多分15人、というのはことしの平成25年のバス利用者は15人ということで、非常に激減いたしております。これから見ましたら、24年は経費が委託費含めて約700万円、バスの使用料は3,000円として15人、54万円、実質的に町の負担は１年間で650万円、１人に直したら43万円かかっているという現状です。ちょっとこの現状認識だけどうかだけお聞きかせください。

○議長（辰巳勝秀君）　町長。

○町長（志野孝光君）　議員おっしゃるように、確かに行政も費用対効果を十分に検討していかなければならない、そんな時代でございます。ただ、福祉という観点から考えますと、各ご家庭におきましても、どうしても送り迎えのできないご家庭等々がございまして、16人という少数な人数ではございますが、そういった方々にも十分福祉の面で寄与していくのが町行政であると考えておりますので、費用対効果の面から申されますと非常に私どもも頭を抱える点ではございますが、福祉という点でお考えいただいて、ご理解をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○６番（馬場武信君）　了解です。終わります。結構です。

○議長（辰巳勝秀君）　馬場武信君の一般質問を終わります。

◇　松　田　睦　男　君

○議長（辰巳勝秀君）　次に、７番議員、松田睦男君の一般質問を許します。

松田睦男君。

○７番（松田睦男君）　ただいま議長の許しを得ましたので、一般質問に入ります。

この一般質問を提出いたしましたところで、先ほど町長から説明がありましたが、今年度コミュニティバスの予算計上をしたという回答がありまして、大変うれしく思っているところでございます。

まず１点目に、このコミュニティバスの運行についてですが、我が三宅町でも高齢化が進み、特にひとり暮らしの家庭がふえております。ひとりで買い物するのが困難な方もあるようです。あすは我が身というふうに考えております。先が暗くなるような感じがするのは私ひとりでしょうか。

先月の私の第38回のタウンミーティング終了後、80歳代の女性の方より次のような訴えがありました。役場に行くのも何度も休みながら片道１時間かかるようになった。また買い物も近所の方にお願いすることがあるが、自分からは言えないと、また町が実施している健診や文化祭にも参加したいが、それもままならないというような実態が、これは町全体のあちらこちらの大字で起きておるようでございます。

そこで、隣の広陵町ではコミュニティバスを導入し、運行し、高齢者が大変喜んでいますというふうに聞き及んでおります。

町長はいつも三宅町に住んでよかったと言われるようなそういう町にしたいと常々言われております。今回予算計上がされましたんで、十分に検討していただいて、年のいかれた方々を十分にケアできるような方策を考えていただきたい、かように思います。

２点目でございますが、新春を飾る恒例の三宅町の出初式が１月12日土曜日に行われました。功績のあった方々や団に表彰状や感謝状が授与されました。２月の広報誌でも大きく報じられております。日ごろの消防団員の活動には心より感謝する次第でございます。

消防に関する件で、下記の件を質問させていただきたいというふうに思います。

まず第１点ですが、町長から今年４月より山辺広域行政事務組合における消防団業務が各市町村へ移転されることが発表されました。この件について詳細に聞いておりませんので、具体的な回答をお願いしたいというふうに思っております。

また、磯城消防署は２年間で全ての業務を各町に対し指導する、それ以後の業務については各町でお願いするというふうに言われております。それに対する我が三宅町の体制はどのようになっているのでしょうか、お答えいただきたいというふうに思います。

３点目でございますが、消防車が出動した際、三宅の新池、屏風池は消防車が横づけできるようになっています。しかし伴堂池と三河池は消防車が横につけることができないというふうに思っております。

今後このことをどのように改善されていくのかお聞かせ願いたいというふうに思います。

４点目でございますが、防火水槽には１槽当たり40トンが基本であるというふうに聞いております。三宅町の水槽はこの基準を満たしているのでしょうか。

５点目は、磯城消防署のポンプ車は１槽の水を40分でくみ上げる能力があるそうです。その水槽への補給はそれで十分できるように現状なっているのでしょうか、お答え願いたいというふうに思います。

消防用水として４つのため池がございますが、この水を使用することも考えてはいかがでしょうか。

７点目ですが、三宅町には３つの分団があります。石見と伴堂の現状を見ますと、公民館で行事がある場合には、分団施設の前に自転車や自動車が駐車、駐輪されています。消防車が即出動できるような状態ではないと思われます。この点を解決するためにも当該分団の施設を京奈和道の高架下に移動するようにしてはいかがなものでしょうか。ここらも検討する必要があるのではないかというふうに思います。

回答いかんにおきましては、自席から再度質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（辰巳勝秀君）　志野町長。

○町長（志野孝光君）　７番、松田議員のコミュニティバスの運行についてご回答申し上げます。

高齢者などの交通弱者等と呼ばれる方々に対しまして、公共施設や医療機関等への生活に必要な公共交通を提供することで、住民福祉の向上や高齢者等の外出促進、公共施設の利用促進並びに町の活性化等にもつながり、公共交通機関の持つ役割はますます重要になってくると考えております。

去る２月20日に奈良県知事を会長に、国土交通省、市町村長、県バス協会、県タクシー協会、鉄道事業者、バス事業者が一堂に会し、移動ニーズに応じた交通サービスの実現に向けて移動環境を社会インフラの１つに位置づけ、その改善の取り組みや移動ニーズに応じた交通サービスを新たに発見し、これを実現する取り組みを協議するための第

１回奈良県地域交通改善協議会が始まり、平成26年３月をめどに新たな交通サービス提供の計画案が策定される予定でございます。

本町といたしましては、日常生活を支える地域公共交通の必要性は、早急に取り組まなくてはならない問題だと認識しておりますが、このような県や広域の取り組みも参考にしながら、地域の特性などを考慮した輸送サービスの実現に向け、平成25年度では地域公共交通サービスについては、コミュニティバス方式による試行を実施するとともに、バス利用者等へのアンケート調査を行い、その試行結果を踏まえ、今後の地域公共交通のあり方を利用面やコスト面から検討を行い、磯城郡や広域での取り組みを視野に入れて取り組んでまいります。

既に配付いたしております平成25年度予算案にも、本事業に係る経費を予算計上いたしておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

２点目のご質問にございました消防に関する件についてご回答をさせていただきます。

常備消防の広域化については、奈良県の奈良県消防広域化推進計画において定められた広域化対象市町村のうち山辺広域行政事務組合、桜井市、五條市、大和郡山市、西和消防組合、宇陀広域消防組合、葛城市、吉野広域行政組合、中和広域消防組合、中吉野広域消防組合及び香芝・広陵消防組合が管轄する10市15町11村並びに野迫川村において、災害や事故の多様化及び大規模化、都市構造の複雑化、住民ニーズの多様化等の消防を取り巻く環境の変化に的確に対応し、住民の生命、身体及び財産を守る責務を果たすため、消防本部の管轄区域を大きくすることにより、行財政上のスケールメリットを活用して、より高度な消防サービスを提供できるよう消防体制の充実強化を図るために行われております。

議員もご承知のとおり、山辺広域行政事務組合では、奈良県下で唯一非常勤消防である消防団事務を取り扱っていたため、今回の消防の広域化にあわせて、山辺広域行政事務組合管轄市町村に事務が移管されることとなりました。

具体的な工程につきましては、昨年11月に山辺広域行政事務組合事務局により、奈良県との規約変更協議が12月に各市町村との協議を経て、12月定例議会でも上程させていただいた山辺広域行政事務組合規約の変更についてで組合での共同処理する事務より削除し、山辺広域行政事務組合の財産処分についてにより、組合の財産を処分することを定めました。

今後は組合事務局より県知事への規約変更の許可申請が行われ、次に今回の上程議案

であります議案第17号　三宅町消防団条例の制定について、議案第18号　三宅町非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の制定について、議案第19号　三宅町消防団員等公務災害補償条例の制定について、議案第20号　三宅町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の制定についての４議案により町条例の整備を行い、県知事の許可を受け、４月に正式に町に消防団事務が移管されることとなります。

次に、それに対応するための体制はできているのかとのご質問にご回答させていただきます。

ご存じのとおり、消防団事務においては団員の福利厚生や公務災害補償のほか、ポンプ車両及び器具庫管理事務等、多岐にわたる事務が必要となります。しかしながら、町職員の定員管理については部門ごとの課題とともに個別の課題も多様になり、地域の実情に合った取り組みが求められていることと、また地方の厳しい財政状況の中、住民の信頼に支えられた行政を進めていくためには限られた定員で職員配置を行う必要があり、特定の人員配置については困難であると考えております。

なお、議員ご存じのとおり、本年４月１日より大規模な組織機構改革を行い、横軸連携の強化、情報を共有することで事務事業の効率をさらに上げることとしており、部体制のもと職員間の協力体制も強化でき、対応できるものと、このように考えております。

次に、３番目の消防車が出動した際、一部のため池において車両を横づけできない状態であり、この件について今後どのように改善するのか、また６番目の池の水を用水路に流す方法も検討してみてはとのご質問にご回答を申し上げます。

農業水利施設等から初期消火用水等に取水するには、安全かつ容易に取水できることが必要であり、現在一部ため池について消防車両が地形条件等により農業水利施設等に容易に近づけない状況であり、消火用水として緊急利用する場合、改善の必要性があることは認識しております。

しかし、安全、確実な整備につきましては時間と費用がかかることや災害時等における消火用水等の農業用水の利用は消防法や災害対策基本法の規定により、緊急の必要がある場合は利用できることとなっていますが、農業用水そのものは本来の目的のためにあるものですから、十分な検討、公式な手続、確実な整備等所定の順序にて行う必要があり、計画のない中、現段階では具体的な工程をお示しすることはできません。

次の４つ目、５つ目のご質問ですが、消防庁の研究によると、現実的に一般的な戸建て住宅１棟に火災が発生した場合、完全に消火が完了するまでに必要となる水量は40か

ら45立方メートル程度の水量が必要になると考えられております。

現在三宅町内の防火水槽は公設が53基、私設が２基の合計55基で、全て組合にて管理されております。

なお、組合の回答によると、この55基全てにおいて消火の必要とされる40立方メートルの基準を満たしていることとのことでございます。また、水槽への補水については、それぞれの水槽近くに散水栓を設けていますので、それより水道の補水を行うこととなっております。

なお、防火水槽管理につきましては、現段階では山辺広域行政事務組合磯城消防署より正式な引き継ぎがまだなされていない状況でもありますので、これ以上の回答は控えさせていただきます。

最後に、各分団詰所の移設についての質問でございますが、現有の施設が大字の公民館分館施設の近くにあり、行事等行われる際、周辺道路等も含め影響があり得ることは把握しております。ただ、移設につきましては、用地の確保や住民の皆様の理解も必要であり、今後の課題であるとご理解をいただきたいと思います。

なお、京奈和自動車道の高架下の利用形態といたしましては、事実上広場、公園、駐車場等に限定されているのが実態であると聞いております。このため適正かつ合理的な利用促進を図る上で、全面開通がなされていない中、国、県、地方との管理区分が明確にされておらず、現段階で町として利用云々をお答えすることはできません。

最後になりましたが、消防に関しての（１）の質問のように、議会からも複数委員が出ておられる案件につきましては、議会で報告会を開き、その委員からまず報告があるべきだと私は思います。その後に方針や姿勢をお尋ねになるという方法を何度も私から議会に向けてお伝えをしておると思います。ほかの議員へのさまざまなことをお伝えするということは、それをご報告されるご自身を含め、議会全体の力が増すものと私は考えております。ぜひ今お話をいたしました報告をする場をこれからもつくられるようご提案を申し上げまして、松田議員への一般質問の回答とさせていただきます。

○議長（辰巳勝秀君）　７番議員、松田議員。

○７番（松田睦男君）　今、町長のほうから回答をいただきました。

コミュニティバスの件につきましては、予算計上されて、これから具体的にいろいろと検討していただくということで、非常にありがたく思っております。

この消防に関する件でございますが、今まだ磯城消防のほうから行政のほうに全部事

務が行き渡っていないというような回答でございますが、私が一応調べた資料によりますと、防火水槽につきましては今町長が言われましたように、田原本町管内では10の区域に分けられて、そして１区から６区が田原本、７、８区が三宅町、９、10区は川西町というふうに区分されているようでございます。その中で、この８区については一部田原本町とダブっているというようなところもございます。そして消火栓につきましては、三宅町内で168カ所設置されているということでございます。また、河川につきましても三宅町の７区で８カ所、８区で１カ所、いざというときにはそこから消防放水できるということになっているようでございます。しかし、私が三宅町の河川を自転車で歩いて目指したところ、そういう箇所があるのはどことどこなのか、私自身感じることができませんでした。

磯城消防署内ではこういうふうにありますので、今度これが三宅町に移設になったときには、そういう表示もいざというときには寺川やったらどことどことか、飛鳥川やったらどことどこ、緊急の場合には消防がそこから放水するんだとかいうようなことも考えていただいたらありがたいなと。

全てこれからのことでございますので、いろいろと問題点もあろうかと思いますが、今の町長の説明を聞きまして、大方のことは理解できました。やはり我々議員からもこの消防のほうに議員として何名か出ていますので、そういう議員が主になって、会合があったとき、またこの消防に対することにつきましては、時間はありますので、そういう会議をもつよう私は議会のほうにも求めてまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（辰巳勝秀君）　以上で松田睦男君の一般質問を終わります。

◇　渡　辺　哲　久　君

○議長（辰巳勝秀君）　次に、１番議員、渡辺哲久君の一般質問を許します。

１番議員、渡辺哲久君。

○１番（渡辺哲久君）　渡辺哲久より質問します。

１つ目に、三宅町の町づくりについてお伺いします。

質問事項１、高齢者を支える町づくりについて、住民との協働で進めることはできないでしょうか。町長の考えをお聞かせください。

２、町内でも空き家がふえつつあります。地域活性化を目指して空き家を活性する方

法を検討してみることはできないでしょうか。

質問理由１、先日資料請求で得た資料をもとに、町内の各区域ごとの高齢化の現状を分析してみました。

町全体の平均より高齢化が進んでいるのは小柳と三河、若い層が多いのは伴堂第１、屏風、石見で、造成団地特有の極端な人口の偏りが見られるのは東屏風団地でした。特に東屏風団地では、千里ニュータウンのようにここ５年から10年で高齢者が大きな比重を占める区域になろうとしています。将来が心配です。

2011年９月の議会でも質問しましたが、この状況を打開するには行政だけの力では足りません。住民の自主的な町づくりの活動と協働して、互いの役割分担と連携が不可欠です。そこでの行政の役割は住民の自治活動の支援であると思います。志野町長の２期目の町政にとっても中心的な課題だと思われますので、高齢化に負けない町づくり、そこでの住民の自治活動との協働について、ぜひお考えをお聞かせください。

２、町内のあちこちで空き家が目立ち始めています。

京奈和道三宅インター開設をきっかけにした町づくりの方向性を定めた三宅町第３次基本構想においては、若い世代が魅力を感じて集まってくる町づくりが目指されています。空き家対策も１つの課題です。

土地、家屋は私的な財産ですので、放っておいたのではなかなか有効活用が進みません。何かよい策は見つからないものでしょうか。

高取町では、たかとり空き家バンクという取り組みを行っています。これは町内の空き家などについて、その売買または賃貸を希望する双方から情報提供を受け、交渉の橋渡しをするもので、町内での空き家を有効活用し、地域活性化を目的とした事業です。当初は高取町商工会、現在はＮＰＯ、住民の力が運営しているようです。必ずしもうまくいっている事例とは言えない様子ですが、研究してみる価値はないのでしょうか。

２つ目の質問に移ります。

第２次行政改革について。

質問事項、第２次行政改革の進捗状況と今後の方針についてお聞かせください。

質問理由、政権がかわり、地方交付税が再び減額に転じるのではないかと危惧されます。既に国家公務員人件費の７％削減との関係で交付税カットがなされようとしています。

三宅町の財政はここ２年間安定していますが、地方交付税の動向に大きく左右されま

す。気を緩めることなく第２次行政改革を進めていく必要があります。

第２次行政改革では、遊休町有財産の有効活用が柱とされてきました。また町有地の売却も進められてきました。

現状と今後の方針についてお聞かせください。

以上です。

○議長（辰巳勝秀君）　志野町長。

○町長（志野孝光君）　１番、渡辺議員の１点目の三宅町の町づくりについてご回答申し上げます。

議員ご指摘のように、我が国において少子高齢化が急速に進行しており、三宅町においては小柳、三河、東屏風地域の高齢化が特に進行し、近い将来においては高齢化がさらに進む問題が予測されております。そのためには三宅町第３次基本構想を実現し、高齢者が住みなれた地域で過ごしていくため、高齢化に負けない町づくりのために、行政と地域の連携による地域づくりが必要であると考えております。

介護保険制度先進国では、このような状況に対応するため、高齢化が進む中で保険財政の悪化への対応を含め、公的なサービスだけでなく、親類や友人、近所の人が長期的にケアを行うという非公的ケアの定着化を進められております。

先ほどの馬場議員のご質問での回答と重複いたしますが、こうした高齢化社会や無縁社会、孤独死に対応するためには、やはり公的サービスだけでなく親族や友人、自治会や老人クラブ活動を通じた地域の見守りや、近所の人の見守り、ＮＰＯやボランティアによるケアにより地域のきずなを構築し、安心安全の町づくりを進めていく必要があると考えております。

さて、ご質問の住民の自主的な町づくりへの活動へ支援についてでございますが、ご指摘のとおり第３次基本構想実現や第２次集中改革プランにもございます住民の自主的活動支援のための官と民との協働仕組みづくりが重要な課題となることから、介護保険制度によるデイサービスやヘルパー派遣などの居宅サービス等の活用やボランティア団体等による見守り活動や配食サービスによる安否確認、さらには緊急時の対応のため緊急通報装置の貸与を行うなど包括的支援事業を地域包括センターを中心に効率的かつ効果的に実施することが必要であると考えております。

特に新年度予算では、住民の自治活動との協働による地域のきずなを構築することにつきましても、地域の日常的な支え合い活動の体制づくりを推進するため、県の補助制

度は終了いたしましたが、地域の居場所づくり推進事業を町単独事業で引き続き未実施の自治会を対象といたしまして実施できるよう予算計上しているところであり、また高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりの推進を図るための老人クラブ活動事業補助金についても、地域支え合い事業や健康づくり事業等の実施に対し、引き続き予算計上しているところであります。

今後とも議員指摘の住民の自主的な町づくりの活動の協議に向けて、自治会を初めとする地域団体の協力による積極的な取り組みを続けてまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力のほどお願いいたしまして、質問への回答とさせていただきます。

２点目のご質問に回答させていただきます。

平成22年６月定例議会の一般質問におきまして、町内の空き家の活用について質問がありました。この中でも当時の副町長が回答いたしましたとおり、公共施設等のインフラ整備による町民に住みよい生活環境を提供することが定住対策として有効な手段の１つであることから、これまで公共施設や上下水道や道路の整備、それから福祉施設等の整備を通じて住民の利便性の向上に努め、より豊かな生活の実現を図ってまいっていきたいところでございます。

また、京奈和自動車道並びに都市計画道路大和郡山川西三宅線にあわせて企業立地の推進を図り、雇用の創出を生み出し、子育て支援等を行うことにより、若い世代についても定住化を計画的に図っていかなければならないと考えております。

確かに町内の空き家についても、その原因が少子高齢化の進行等により増加傾向にあることは、統計調査により空き家率が奈良県では５年前より１％増加し、14.5％とデータに示されているとおり、推察できるところであります。しかしながら、ご質問のとおり、空き家は個人等の資産であるため、所有者が不動産会社を通じて売買、賃貸されることが多いのが実情でございます。

ご質問の中の事例として、高取町の空き家バンクによる情報提供手段を研究してみてはどうかという内容でありますが、高取空き家バンクに限らず全国的な傾向として、空き家バンクによる登録物件や成約件数が多くなく、有効な手段には至っていないのが現状であると思います。

町が空き家情報の提供を行うことにつきましては、前回の回答と同様に現段階では考えておりませんが、渡辺議員が提案されておられますように、情報提供を行う等の支援を行っているＮＰＯ等公共的な団体を含めて、地域の活性化を目指した先進的な空き家

対策のさまざまな取り組み事例を収集し、研究を行い、地域活性化に有効な手段について今後とも検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いを申し上げます。

続きまして、ご質問にございます第２次行政改革の推進状況と今後の方針についてご質問ですが、第２次集中改革プランについてのご質問ではないかと思われますが、よろしければ第２次集中改革プランの遊休町有財産の現状と今後の計画について回答させていただきたいと思います。よろしいですか。

第２次集中改革プランは、財政状況を改善することを急務とし、安定した財政基盤が不可欠であることから、このため歳入の確保と強化改革事項として遊休財産の処分及び施設の有効活用について平成23年10月より取り組んでまいりました。

まず、町有施設の旧上但馬共同浴場貸付につきましては、施設の有効活用を図るため、借り受け希望者からの企画提案による一般公募を行い、貸付公募審査委員会で借り受け者を選定し、平成25年２月25日に特定非営利活動法人介護支援事業所たんぽぽと賃貸借契約の締結を行い、平成25年３月１日より貸し付けております。

旧三宅乳児園につきましては築40年で、乳幼統廃合による休園から11年を経過しており、平成23年度に廃園措置を行っておりますが、建物の経年劣化が著しい状態にあります。また、近隣に民家があることから、施設の利用目的を厳選するなどの検討課題があり、今後の方針といたしましては、まず旧乳児園駐車場スペースの有効活用について検討していきたいと考えております。

続きまして、町有地の売却に係る第２次集中改革プランにおける現状と今後の計画について、ご回答をさせていただきます。

町有地の小集落地区改良事業等の残地については、昨年の３月定例議会において、町の保有財産についての一般質問に対する回答の中で、一部その方針を述べております。その中でもご説明いたしましたとおり、行政執行や収益性を勘案した結果、必要のない財産、土地は処分する方向で挑んでいくという基本姿勢のもと、１つ目といたしまして、すぐに処分できるもの、２つ目といたしまして、ある程度手を加えなければならないもの、３つ目といたしまして、時間を要するものというように分類するという従来の方針に従って、すぐに処分できるものにつきましては、関係課との連携を図りながら、広報誌等を通じ土地売り払いを行い、また貸し出しできるものについても関係課との連携により情報を共有しながら、例えば駐車場用地等として賃貸を行う等、活用を図ってまい

りたいと思います。

しかしながら、隣地との境界確定、相続問題、さらには地籍混乱地等が存在する事業残地については、処分または賃貸をするには、なお時間を要するものがあり、これからの問題を解決することが優先課題となっております。

財政的、人的な措置を含め、今後もこの方針に基づき努力してまいりたいと考えております。

次に、平成23年度から平成25年度までの３年の計画等についてでありますが、まず実績でございますが、平成23年度においては平成23年10月公募分で、住所が上但馬195の１、面積が143.82平米、売却価格が327万円の１件、平成24年２月公募分で、住所が上但馬６の１及び７の１、面積が717平米と330平米、売却価格が942万8,000円。住所が上但馬193の８、面積が104.82平米、売却価格が190万7,100円。住所が上但馬193の10及び384の５、面積が28.36平米と23.37平米、売却価格が94万2,000円の３件となっており、売却地の隣接地３件156.38平米、売却価格が296万5,000円、合わせて平成23年度の売却件数は７件となり、売却価格の合計は1,851万2,100円となります。

次に、平成24年度においては、平成24年11月公募分で、住所が三河658の３及び４、面積が199.26平米と35.96平米、売却価格が638万円の1件、平成25年１月公募分で、住所が上但馬91の２、面積が52.82平米、売却価格が50万2,000円の１件となっており、平成24年度の２件の売却価格の合計は688万2,000円となります。

以上が平成23年度の決算額と平成24年度の決算見込みの町有地売却に係る実績となっております。

次に、今後の継続ですが、既に数回公募を行いましたが、申し込みがなかった物件の平成23年度公募分５件、平成24年度１件の計６件を含め、引き続き公募を行うこととし、平成25年度で新たに公募する予定である４件を合わせて順次広報誌等により公募を行い、遊休財産の処分を進めてまいります。

以上で渡辺議員の一般質問への回答とさせていただきます。

○議長（辰巳勝秀君）　渡辺議員。

○１番（渡辺哲久君）　丁寧な回答をありがとうございました。

地域の居場所づくり事業を町単独事業として再予算計上されたということで、大変ありがたく思います。ぜひこういう事業を試行事業というかテストケースとして、町の施策全般を整理していく、何か得るものがあるように、事業の推進においても行政と地元

の住民が密着して協力しながら現状評価を一緒にしていくというような形で取り組みを一歩踏み込んでしてくださるといいのではないかというふうに提案します。

もう１つ、町づくりにおける官民協働という点ですが、今回の議会の冒頭で、来年度の重点施策という点で未来創造部、ちょっと名前が違ったらごめんなさい、町づくり推進課を軸として将来構想について急速に詰めていきたいという提案がありました。それは全く必要な、かなり時間的にも最後を切られた、のんびりやっていけるものでもない点は私もそう思っています。

その中でぜひお願いしたいことが、この一般質問の趣旨でもありますが、ハードの整備、これを否定するものではありませんが、限られた財源の中で、今後の高齢化、少子化の中での未来の住みやすい町づくりにとって、何が有効であるかということを明確な理由をもって選択していく、そのハードを活用するために官民がどういう協力基盤がつくれるのか、建物はつくったけれども結局それは使われないまま、あるいは道路はつくったけれども結局大して効果はなかったというようなことにならないように、事業実施においても、あるいは計画の立案においても、ハード偏重ではなくそれをどう使うか、住民とどう協力してそれを有効活用していけるかという視点で、ぜひ検討を進めていきたいというふうにお願いしておきます。

質問ではありませんが、以上よろしくご検討ください。

○議長（辰巳勝秀君）　回答よろしいですか。

渡辺哲久君の一般質問を終わります。

◇　中　尾　正　巳　君

○議長（辰巳勝秀君）　次に、４番議員、中尾正巳君の一般質問を許します。

中尾正巳君。

○４番（中尾正巳君）　それでは、議長の許しを得まして、一般質問させていただきます。

男女共同参画の推進について。

町政への男女共同参画の現況について、庁内審議会及び委員会や町管理職職員について、どの程度の割合になっているか。

また、東日本大震災以後、男女共同参画の視点を生かした復興計画の実施、地域防災計画の見直しなど、女性委員を一定数登用する防災会議条例の改正をすべきとの動きが全国的に広がっています。早期に目標数値を定め、女性委員がいない審議会、また委員

会等を解消すべきと考えるが、町としての考え方を伺いたい。

以上でございます。

○議長（辰巳勝秀君）　志野町長。

○町長（志野孝光君）　４番、中尾議員の男女共同参画の推進につきましては、総務課長が回答を申し上げます。

○議長（辰巳勝秀君）　中川総務課長。

○総務課長（中川　章君）　それでは、４番議員、中尾議員の男女共同参画の推進についてのご質問にお答えします。

町政への男女共同参画の現状について、男女共同参画女性行政推進状況調査におきましては、地方自治法第202条の３に基づく審議会等の女性の登用は平成22年度で20.5％、平成23年度で16.3％、平成24年度は12.7％になっています。

地方自治法第180条の５に基づく委員会等の女性の登用は平成22年度は12.9％、平成23年度で16.1％、平成24年度は20％に、町管理職への女性の登用は平成22年度は25％、平成23年度で24％、平成24年度は25.9％となっております。

平成22年度の審議会等の女性の登用割合の20.5％につきましては、三宅町基本構想審議会が22年度に設置されたことから、委員17名中７名の女性の方に委員として就任いただいたことから、就任割合が21年度に比べまして2.2％上昇した結果となっております。

平成24年度は23年度に比べ3.6％の減少となっておりますのは、24年度の各審議会で、農業関係の地域農業再生協議会並びに大和平野土地改良区三宅地区管理事業推進協議会で男性委員が占めたことによる減少であります。

審議会等の女性の登用は、おのおの当該年度の事業に応じた審議会がその都度設置されることから、審議会の性格上、単年度で審議を終了する審議会もあり、毎年委員数にも変動が生じ、事業内容によっては一般公募並びに関係団体から審議会委員に就任いただくケースもあり、その中には確実に女性が委員候補としておいでにならない場合もございますので、その点ご理解いただきたいと思います。

委員会委員の女性の就任割合につきましては、ここ数年、年々増加いたしております。

町の管理職への女性の登用割合につきましても、これは県下平均を上回っておる状況であります。

奈良県の男女共同参画ならＧＥＮＫＩプランでは、県審議会等における女性の割合の目標値といたしましては40％と目標値が定められておりますが、24年３月末現在の登用

は32％となっております。また本プランにおきます県下の市町村審議会等における女性の割合の目標値は30％と定められておりまして、登用は20.8％となっております。県職員の管理職における女性の割合の目標値は10％と定められており、登用につきましては7.2％となっております。

三宅町では、三宅町第３次基本構想でうたっておりますように、男女共同参画の推進のため積極的な広報啓発を行い、地域や家庭、職場等、あらゆる場面における男女共同参画の浸透推進のため、情報提供に努めております。

また登用の目標値の設定だけでなく、各審議会等の女性登用については、各審議会等において女性の声や意見が反映できる場となっているか、女性が活躍できる場が確保されているか、選出方法などあらゆる面で検証を行うとともに、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立についても、国の第３次男女共同参画基本計画や防災基本計画に明記されたところであり、男女のニーズ等の違いなど男女双方の視点に十分配慮すべき事項について地域防災計画に規定するよう、地方公共団体に対しても要請されております。

しかし、三宅町を含む全国の地方公共団体において、防災や災害復興における男女共同参画の現状は、女性委員の参画努力義務及び目標値を設定されている委員会が設置されている程度で、具体的な取り組みや予算拡充には至っていないのが現状であります。

今後、三宅町におきましても、男女共同参画社会基本法第５条の理念から、男女共同参画社会形成の促進に関する施策として、防災体制における積極的な改善が必要であると考えております。

現時点で、女性登用の目標値は定めておりませんが、県下の数値を参考に今後取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員皆様方にも男女共同参画の取り組みへのご参加、ご協力をお願い申し上げまして、ご回答とさせていただきます。

○議長（辰巳勝秀君）　中尾正巳君。

○４番（中尾正巳君）　県下の市町村の審議会等委員の女性の登用目標値については、県内では既に11市町村、女性登用目標は設定されております。市では９市、町では２町でございます。三宅町の審議会等における、先ほどお話がありましたが、女性比率が12.7％ということを聞いております。そして隣の川西町は委員総数85名のうち女性数は23名で、女性比率は27.1％でございます。既に川西町は女性の登用目標値を30％として設定されております。目標年度は平成28年度と設定されております。

今後、三宅町として女性の登用目標値を設定される計画はあるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（辰巳勝秀君）　中川課長。

○総務課長（中川　章君）　それでは、ただいまの中尾議員の再質問にお答えします。

現状では、先ほどもお答えしましたように目標値は設定しておりません。設定しておりませんけれども、この目標値といいますのは、男女共同参画に関する計画並びに町の総合計画等で、他の先ほどおっしゃいました11町村では設定されております。私ども町の基本構想は設定しておりますけれども、総合計画等そこまでの計画は現在持ち合わせておりません。

今後、その目標値につきましては、そういう計画等が必要なことから、今後の検討課題ということでご理解願いたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（辰巳勝秀君）　中尾正巳君。

○４番（中尾正巳君）　現在の町のほうは、財政が厳しい中、町民の英知を結集させて県と各市町村と連携して、魅力的な男女共同参画社会の実現に向けて全力的に取り組んでいただきたいと、これは私の要望です。

以上でございます。

○議長（辰巳勝秀君）　これで中尾正巳君の一般質問は終わります。

これをもって本日の定例会に通告されました一般質問は終わります。

◎散会の宣告

○議長（辰巳勝秀君）　以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

なお、９日より17日までの各常任委員会並びに特別委員会開会のため休会とし、３月18日の月曜日、午後１時30分より再開いたしまして、ただいま各常任委員会並びに特別委員会に付託されました各議案について、委員長の報告を求めることにいたします。

以上で本日はこれにて散会したいと思います。

ご苦労さまでございます。

（午前１１時１６分）

平成２５年３月三宅町議会第１回定例会〔第３号〕

招集の日時　　平成２５年３月１８日月曜日午後　１時３０分開議

招集の場所　　三宅町役場３階議会議場

出席議員名

渡　辺　哲　久	植　村　ケイ子	川　口　靖　夫
中　尾　正　巳	廣　瀬　規矩次	馬　場　武　信
松　田　睦　男	池　本　久　隆	辰　巳　勝　秀
梅　本　勝　久		

欠席議員数（０名）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の役職氏名

町　　長	志　野　孝　光	副　町　長	中　村　吉代茂
教　育　長	安　井　佞　子	総務課長	中　川　　章
健康福祉課長	東　浦　一　人	町民生活課長	西　岡　康　次
産業建設課長	岡　本　豊　彦	教育委員会事務局長	陰　山　尚　則
上下水道課長	松　本　幹　彦	幼児園園長	吉　井　五十鈴

本会議に職務のため出席した者の役職氏名

議会事務局長	土　江　義　仁	モニター室係	森　本　典　秀
モニター室係	増　田　　翔		

本日の会議に付議した事件

議事日程（別紙のとおり）

本会議の会議録署名議員氏名

１番議員	渡　辺　哲　久	２番議員	植　村　ケイ子

平成２５年３月三宅町議会第１回定例会〔第３号〕

議　事　日　程

平成２５年３月１８日　月曜日

午　後　　１時３０分　再　開

日程第１　　特別委員長及び常任委員長報告

１．予算審査特別委員会委員長報告

２．総務建設委員会委員長報告

３．福祉文教委員会委員長報告

◎開議の宣告

○議長（辰巳勝秀君）　それでは、ちょっと時間、予定より早いんですが、皆様お集まりのようですので開会させてもらいます。

そしてまた、きょうは早朝より幼稚園の卒業式に参加していただきまして、この場をかりてお礼を申し上げます。

平成25年３月三宅町議会第１回定例会を再開します。

ただいまの出席議員数は10名で定足数に達しております。

よって議会は成立しました。本日の会議を開きます。

（午後　１時２６分）

◎議事日程の報告

○議長（辰巳勝秀君）　本日の議事日程はお手元に配付しておりますとおりであります。

◎常任委員長並びに特別委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（辰巳勝秀君）　日程第１、常任委員長及び特別委員長報告についてを議題とします。

去る３月８日の本会議において、常任委員会並びに特別委員会へ付託いたしました議案等について、各委員長の報告を求めます。

まず、３月11日と12日に開会されました予算審査特別委員会の報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長、川口靖夫君。

○予算審査特別委員会委員長（川口靖夫君）　去る３月４日の第１回定例会本会議に提出されました審議のうち、予算審査特別委員会に付託を受けました平成25年度三宅町一般会計予算案を初め、各特別会計等予算案５件について報告いたします。

国では、東日本大震災と原発事故を教訓として、新たな経済社会構造へ転換し、進むべく方向性を示す日本再生戦略が策定されました。

こうした中、市町村は住民に最も身近な自治体として、国と地方の信頼に基づき自主性、自立性を高めた行財政運営への転換が急務となっています。

本町においては、財政の効果的・効率的な改善・改革を実現するため、平成18年度に策定された第１次三宅町集中改革プランに基づき財政健全化に取り組まれ、引き続き一

昨年に策定された第２次三宅町集中改革プラン、また三宅町第３次基本構想の実現に向け、より一層の推進をご期待するところであります。今回編成されました平成25年度の予算案は、三宅町第３次基本構想の実現を目指し、さらに強く確実なものとするため、第２次三宅町集中改革プランの着実な実施を全庁挙げて取り組むための予算編成がされております。財源の確保に最大限の努力を、一方では歳出の抑制に取り組み事務事業をゼロベースで見直すなど、真に必要な分野に限られた重点施策を基本としたものであります。

それでは、審査過程並びに結果につきまして、以下、議案に沿ってご報告いたします。

議案第１号　平成25年度三宅町一般会計予算案は総額32億4,500万円となり、対前年度比としまして約７％、２億1,500万円の増額となっています。

まず、歳入について、主なものといたしましては、款１町税で６億1,460万8,000円で、各税がおのおのの増収になっており、前年度に比べ1,467万9,000円の増額となっております。

款２地方譲与税は、自動車重量譲与税ほかで2,118万3,000円で154万8,000円の減額。

款３利子割交付金ほか、おのおのの各交付金で、前年度より86万3,000円減額の7,264万1,000円、地方交付税は16億1,655万1,000円の収入が見込まれております。

款11分担金及び負担金では、幼児園保護者負担金、各種検診負担金、中学校負担金等で5,703万1,000円。

款12使用料及び手数料では、放課後児童保育料、町営住宅使用料、幼稚園授業料、住民登録手数料、指定ごみ袋売払い手数料等を合わせ5,512万7,000円の収入が見込まれております。

款13国庫支出金では、国庫負担金、補助金、委託金を合わせ２億165万8,000円が、款14県支出金では、県負担金、補助金、委託金を合わせ１億3,577万8,000円が見込まれております。

款16財産収入では、基金利子並びに事業等残地の売払収入を合わせ2,880万1,000円が見込まれ、款17繰入金については49万1,000円が見込まれております。

款19諸収入では、税延滞金、元利金返戻金及び自治宝くじ収益金等で3,522万9,000円。

款18繰越金は、昨年度と同様の1,000万円が、款20町債では、地方交付税の振替財源となる臨時財政対策債並びに各事業債の借り入れ予定額を含め３億9,580万円が見込まれております。

次に、歳出について、款１議会費は昨年同様の年金制度廃止に伴う負担金を含む議会運営関係、議員及び職員人件費等を合わせ7,321万円が計上されています。

款２総務費では、臨時職員等賃金と退職手当負担金、電算システム並びに各種保安管理委託、参議院議員選挙などに係る所要の経費として５億3,718万6,000円が計上されています。

款３民生費は、心身障害、高齢者、母子及び乳幼児に係る医療給付費並びに高齢者対策として生きがいと健康づくり、地域包括支援センターに係る経費を、また児童福祉では幼児園、放課後児童保育等に係る経費などを合わせて10億2,552万7,000円が計上されています。

款４衛生費は、各種がん検診等健康対策、あざさ苑の指定管理、妊婦の健康診断の拡充に係る経費及びごみ・し尿処理経費、指定ごみ袋関係費等の清掃費予算など３億721万円が計上されております。

款６農林水産業費では、大和平野土地改良区賦課金補助金、各種耕地事業などで4,010万2,000円。

款７商工費では、観光業務促進事業などで1,487万9,000円。

款８土木費は、公営住宅管理費、町道２号線、３号線道路関係の整備工事などで４億5,513万円が計上されています。

款９消防費は、防災、災害対策関係経費並びに山辺広域行政事務組合消防負担金を合わせ１億5,885万円が計上されています。

款10教育費は、教育委員会・学校・幼稚園の運営経費、社会教育活動並びに保健体育活動費などを合わせ２億5,700万7,000円が計上されています。

公債費については、地方債の元金、利子を合わせ３億6,510万1,000円が計上されております。

次に、審査経過について申し上げます。

まず、総務課関連では、例規システムやコミュニティ事業、新規事業でバス運行事業のこと、歳入については自動車取得税交付金や土地売払収入の内容についての質疑を行いました。

産業建設課関係の質疑として、地籍混乱地の解消のための調査費について、また道路事業で町道３号踏切や町道２号線の内容、また交通安全施設について、また石見駅前の整備事業の内容などの質疑を行いました。

健康福祉課関係の質疑として、障害児支援事業の通所給付費の内容について質疑を行いました。

町民生活課関係の質疑として、犬の登録内容、ごみ袋の値段について、公有財産収入内容などの質疑を行いました。

幼児園関係の質疑として、長時間保育と一時預かりについて、通園バスの使用料及び契約方法についてなどの質疑を行いました。

教育委員会事務局関係として、文化祭の開催内容と電気設備工事について、また各種補助金の補助基準についてなどの質疑を行いました。

厳しい財政状況の中で、一般会計予算案については、優先順位の選択を行い、事業の重要性、緊急性等を慎重に検討する中で、町単独事業について国・県の補助金や交付金を受け、町の負担を抑えるとともに、行政効果等を勘案し、縮小・廃止も行いながら予算編成が図られています。今後、税収の落ち込み等が予想される中、引き続き行財政改革の推進に努めるとともに、各委員より出された意見を新年度予算に生かされるよう要請し、本委員会は、一部多数を含め賛成全員で原案どおり承認いたしました。

次に、議案第２号　平成25年度三宅町国民健康保険特別会計予算案について、歳入歳出では８億734万円の予算計上となり、対前年度と比較して約6.2％の減額となっており、本委員会では、原案のとおり賛成全員で承認いたしました。

議案第３号　平成25年度三宅町後期高齢者医療特別会計予算案については、歳入歳出予算で8,894万円の予算計上となり、対前年度と比較して約1.4％の減額となっており、本委員会では、原案のとおり賛成全員で承認いたしました。

議案第４号　平成25年度三宅町介護保険特別会計予算案については、歳入歳出予算で６億1,000万円の予算計上となり、対前年度と比較して約1.6％の増額となっており、本委員会では、原案のとおり賛成全員で承認いたしました。

議案第５号　平成25年度三宅町公共下水道事業特別会計予算案については、歳入歳出予算で３億6,340万円の予算計上となり、対前年度と比較して5.8％の増額となっており、本委員会は、下水道の事業計画に水道補償の内容について質疑を行い、原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

議案第６号　平成25年度三宅町水道事業会計予算案については、収益的収入は１億7,079万3,000円で、支出は１億7,045万円、また資本的収入で2,164万2,000円、支出では5,675万6,000円の予算計上が図られ、本委員会では、原案のとおり全員賛成で承認いた

しました。

以上が特別委員会に付託を受けました平成25年度予算６議案についての概要であり、予算執行に当たっては、適切かつ効率的な執行管理の徹底並びに費用対効果、経常経費の節減合理化、歳入財源確保に努め、事務執行に当たられるよう切望し、慎重審議を行い、原案のとおり承認いたしましたことをご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

議員各位におかれましては、何とぞよろしくご賛同賜りますようお願い申し上げ、委員長報告を終わります。

以上でございます。

○議長（辰巳勝秀君）　引き続きまして、３月13日午前９時より開会されました総務建設委員会の報告を求めます。

総務建設委員会委員長、梅本勝久君。

○総務建設委員会委員長（梅本勝久君）　総務建設委員会のご報告を申し上げます。

去る３月８日、第１回定例本会議において、総務建設委員会に付託を受けました諸議案について、13日、総務建設委員会を開催し、審議いたしました経過並びに結果についてご報告申し上げます。

まず、議案第７号　平成24年度三宅町一般会計第７回補正予算案について、歳出のうち、議会関係費では、款１議会費、項１議会費の共済費23万6,000円の増額であります。

総務課関係等では、款２総務費、項１総務管理費で総額2,681万2,000円の増額で、目１一般管理費では共済費119万円と退職手当組合負担金等を合わせ1,917万3,000円の増額、目２文書広報費の負担金１万6,000円の増額は自治会への広報配付負担金であります。目３財産管理費では共済費５万2,000円の増額、目４企画費においては、職員の共済費17万1,000円増額と、県共同購入により情報系電算システムの委託料260万円の減額であります。目10財政調整基金では財政調整基金への積立金として1,000万円の増額がされております。

項２徴税費では69万4,000円の減額で、内訳として共済費39万1,000円の増額と路線価評価業務契約の確定等を合わせ108万5,000円の減額、項３戸籍住民基本台帳費は共済費16万8,000円の増額、項４選挙費も同じく共済費５万3,000円の増額となっております。

款９消防費、項１消防費では戸別無線設置の個数の確定による委託料90万円の減額であります。

次に、款12公債費、項１公債費の元金及び利子においては113万5,000円の増額です。

款14予備費においては、財源の調整を図るべく410万9,000円の増額が行われております。

次に、産業建設課関係では、款６農林水産業費中、項１農業費で総額1,254万3,000円の増額補正がなされ、内容として目１農業委員会費、目２農業総務費の共済費を合わせ50万1,000円増額と目３農業振興費の300万円の減額は農業振興地域整備事業委託料確定による減額であります。目４農地費では1,504万2,000円の増額で、町内の耕地施設の整備に係る事業を農地基盤整備促進事業を活用し、平成25年度事業として計画されていたものが24年度へ前倒しされたもので、内訳としての主なものは、工事費1,226万8,000円とその設計に係る委託料で511万2,000円ほかの増額であります。

また、県の補助事業であります戸別補償と新規就農者確保事業等の事業料が確定したことによる239万9,000円の減額等であります。

款７商工費、項１商工費は共済費５万9,000円の増額であります。

款８土木費、項１土木総務費では同じく共済費13万3,000円の増額で、項２道路橋梁費は総額１億3,635万7,000円の減額補正で、内訳として主なものは、３号踏切の拡幅事業を翌年度に変更したものであり、目１道路維持費で1,388万6,000円の減額、目２道路新設費では町道２号線及び地方特定道路事業、合わせて１億2,247万1,000円の減額となっております。

項３都市計画費は総額398万2,000円の増額であり、目１都市計画総務費で耐震補助の事業料の確定による33万5,000円の減額、目３公園費は421万3,000円の増額で長寿命化事業による増額、目４下水道費、目５まちづくり推進費はともに共済費の増額で、合わせて10万4,000円の増額であります。

項４住宅費は総額346万9,000円の減額であり、目１住宅管理費で共済費５万9,000円の増額、目２住宅建設費は来年度補助事業への変更によるもので352万8,000円の減額となります。

続いて、歳入におきましては、款１町税では、決算見込みの調整で町民税313万円の増額、純固定資産税は920万円、軽自動車税は50万円、町たばこ税90万円がおのおの増額されております。

款４配当割交付金で100万円、款６地方消費税交付金350万円がおのおの減額されております。

款13国庫支出金、項２国庫補助金、目７土木補助金では耐震関係補助金の15万7,000

円減額、社会資本整備総合交付事業補助金で1,870万円が増額されています。

次に、款14県支出金、項２県補助金、目５農林水産業補助金で戸別所得補償制度導入推進事業費及び新規就農者確保事業補助金確定見込みによる238万7,000円の減額、目７土木補助金では農業基盤整備促進事業等増額と耐震関係補助金減額を含め810万6,000円の増額がなされています。項３県委託金、目１総務委託金は、県政だより奈良配布業務委託料で単価増額による１万5,000円の増額。

款15財産収入、項１財産運用収入で１万円が増額されております。

款19諸収入、項１延滞金加算金及び過料で税延滞金25万円が増額されております。

次に、款20町債では、目５農林水産業債で一般公共事業債で790万円の増額と目７土木債で地方特定道路３号線の一般単独事業等合わせ１億2,220万円減額と公園施設長寿命化の一般公共事業債200万円の増額補正がされております。

以上が一般会計第７回補正予算中、総務建設委員会の所管に係る補正予算で、事業費等の精算並びに国・県の補助事業を積極的に活用されたものであり、本委員会は、原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第９号　平成24年度三宅町公共下水道事業特別会計第３回補正予算については、予算の組み替えで流域下水道整備事業料の確定による繰り越しによるものであり、本委員会は、原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第10号　平成24年度三宅町水道事業会計第３回補正予算については、収益的支出で人件費に係る予算の組み替えと資本的事業において町道３号線上水道管移設工事の確定による588万7,000円の減額であり、本委員会は、原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第11号　特別職の職員の常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について並びに議案第12号　教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定については、厳しい財政状況、社会経済情勢を考慮し、従前より実施されている給料の減額を町長で100分の15、副町長、教育長については100分の10のカットを昨年に引き続き、この４月から来年３月31日まで行うという条例改正であり、本委員会は、原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第13号　三宅町行政組織条例の一部を改正する条例の制定について、議案第14号　一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第15号　職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についての３議

案は、いずれも行政組織の改編に伴うものであり、本委員会は、原案のとおり全員賛成いたしました。

次に、議案第16号　財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、国の地域主権改革一括法の制定に伴う一部改正で、国に対する寄附等制限がなくなり、国を対象に加えるべく条例の一部改正であり、本委員会は、原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第17号　三宅町消防団条例の制定について、議案第18号　三宅町非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の制定について、議案第19号　三宅町消防団員等公務災害補償条例の制定について、議案第20号　三宅町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の制定についての４議案は、消防の広域化により、消防団員に係る事務が山辺広域行政事務組合消防本部から移管されることによる条例の制定であるため、本委員会は、原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第25号　三宅町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、議案第26号　三宅町町営住宅等の整備基準を定める条例の制定についての２議案は、国の地域主権改革一括法の制定に伴う一部改正並びに制度の確定であるため、本委員会は、原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第27号　三宅町小集落改良住宅条例の一部を改正する条例の制定については、三宅町の町営住宅、改良住宅のあり方等の答申に基づく改正であり、本委員会は、原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第28号　三宅町町道の構造の技術的基準を定める条例の制定について、議案第29号　三宅町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について、議案第30号　三宅町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について、議案第31号　三宅町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について、議案第32号　三宅町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の制定について、議案第33号　三宅町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定についてまでの６議案については、国の地域主権改革一括法の制定に伴う一部改正並びに制度の制定であるため、本委員会は、原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第34号　三宅町下水道条例の一部を改正する条例の制定については、下水道法の改正と料金の改定に伴う条例の改正であり、本委員会は、原案のとおり全員賛成

で承認いたしました。

次に、議案第35号　三宅町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定については、国の地域主権改革一括法の制定に伴う制定であり、本委員会は、原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第36号　公の施設の指定管理者の指定について、伴堂児童公園、伴堂第二児童公園、議案第37号　公の施設の指定管理者の指定について、上但馬北部児童公園、第１上但馬子供の広場、第２上但馬子供の広場、上但馬緑地公園、上但馬第２緑地公園、上但馬第１小集落児童遊園、但馬第２子供の広場、上但馬第５緑地公園、議案第38号　公の施設の指定管理者の指定について、第一東屏風児童公園、第二東屏風児童公園、第三東屏風児童公園、第四東屏風児童公園、第五東屏風児童遊園、議案第39号　公の施設の指定管理者の指定について、石見児童公園、石見第二児童公園、西石見団地児童遊園、石見南町児童遊園、議案第40号　伴堂２丁目児童遊園の指定管理者の指定について、議案第41号　小柳児童遊園の指定管理者の指定について、議案第42号　但馬子供の広場の指定管理者の指定について、議案第43号　屏風第１緑地の指定管理者の指定についての８議案は、指定管理者の指定は公の施設の指定管理者を指定するための提出であり、本委員会は、原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第45号　山辺広域振興基金の権利の放棄については、山辺広域振興基金に対する出資金総額5,884万1,051円のうち2,654万5,179円を山辺広域行政事務組合消防本部庁舎整備事業の財源に充当されるものであり、本委員会は、原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第46号　三宅町道路線の認定については、伴堂池横の北東に位置する開発行為地の寄附に係る町道の認定をするべく提出されたものであり、本委員会は、原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

以上が総務建設委員会に付託を受けました補正予算案３件、条例案21件、指定管理者の指定８件、基金の権利の放棄に係る案件１件、道路線の認定案１件についての概要であり、慎重に審議を行い、原案のとおり承認いたしましたことをご報告申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（辰巳勝秀君）　次に、続きまして３月13日、午後１時30分より開会されました福祉文教委員会の報告を求めます。

福祉文教委員会委員長、松田睦男君。

○福祉文教委員会委員長（松田睦男君）　福祉文教委員会委員長報告を行います。

去る３月８日、第１回定例本会議において、福祉文教委員会に付託を受けました各議案について、13日に福祉文教委員会を開催し、審議いたしました経過並びに結果についてご報告いたします。

議案第７号　平成24年度三宅町一般会計第７回補正予算案について、歳出のうち款３民生費、項１社会福祉費、目１社会福祉総務費において217万3,000円の増額であり、内容は障害児通所給付費の見込みによる80万円と前年度事業料確定による県費返還金で97万7,000円他がおのおの増額されております。目２老人福祉費でも同様、県費返還金他で52万円の増額をされています。

項２児童福祉費では、目１児童福祉総務費で乳幼児医療費県費返還金他等合わせて33万4,000円が増額されております。目２母子福祉費では、ひとり親家庭県費返還金確定見込みで15万1,000円の増額。

次に、款４衛生費、目１保健衛生総務費は、助産師他の賃金確定見込みにより28万4,000円と妊婦一般検診確定見込みによる496万6,000円他を合わせて総額485万7,000円の減額がされております。目３環境衛生費は、共同浴場処分に係る経費他として363万8,000円の増額となっております。

項２清掃費、目１清掃総務費は、ごみ・し尿収集処理委託料の確定見込みにより470万円減額と他を合わせて449万8,000円の増額となっております。

款10教育費に係る補正は、人件費に係るものであり、続いて歳入におきましては、款11分担金及び負担金で、目２民生負担金では、所得階層の確定による幼児園保護者負担金減額と保育所入所受託負担金ほか増額を合わせて111万6,000円の増額。

款12使用料及び手数料、目２民生使用料で、人数減少によるバス使用料の確定見込みにより５万4,000円の減額です。目３衛生使用料では、旧共同浴場の使用料収入見込みによる１カ月分10万円の増額であります。

款13国庫支出金、項１国庫負担金、目２民生負担金は、委託児童に関する保育所運営負担金、障害児支援負担金を合わせて169万7,000円の増額。

次に、款14県支出金、項１県負担金、目２民生負担金も国庫負担金同様で、保育所運営負担金と障害児支援負担金を合わせて84万8,000円の増額、項２県補助金、目３衛生補助金では、子宮頸がん等予防ワクチン接種事業料の確定で33万1,000円の減額となっています。

以上、一般会計第７回補正予算中、福祉文教委員会の所管に係る予算についてであり、事業費の精算並びに国の補助事業を積極的に活用されており、本委員会は、原案のとおり全員賛成で承認をいたしました。

議案第８号　平成24年度三宅町国民健康保険特別会計第３回補正予算案については、事業額の確定見込みに伴う減額補正で歳入歳出予算にそれぞれ1,055万6,000円を増額し、歳入歳出の総額を９億5,365万5,000円と定めるものであり、本委員会は、原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

議案第21号　三宅町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、国の地域主権改革一括法の制定に伴い、新たな条例の制度が必要となったものであり、質疑として施設事業の内容と夜間の対応の施設の有無、対応人数の状況について等行い、本委員会は、原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

議案第22号　三宅町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定については、議案第21号と同様で、国の地域主権改革一括法の制定に伴い、新たな条例の制度が必要となったものであるため、本委員会は、原案のとおり全員賛成で承認をいたしました。

議案第23号　三宅町デイサービスセンター条例の一部を改正する条例の制定については、介護保険法の改正による一部改正であるため、本委員会は、原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

議案第24号　三宅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、資産割の率の変更による一部改正であるため、本委員会は、原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

議案第44号　三宅町立東屏風体育館の指定管理者の指定については、指定管理者の指定を行うため法の規定により提出されたものであるため、本委員会は、原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

議案第47号　川西町・三宅町就学指導委員会共同設置規約の制定について、磯城３町において事務が行われていたが、国の動向と相まって小・中学校特別支援学級の在籍者が増加傾向にあり、その適正な事務を堅持するため、新たに２町において設置され、その事務を行うために制定された規約であり、質疑として委員の構成のあり方について、

また就学指導の内容に温度差があること等、今後の改善を要望し、本委員会は、原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

議案第48号　天理市、山添村、川西町、三宅町及び田原本町一般廃棄物の処理事務委託に関する規約の変更については、天理市の一般廃棄物の条例及び規則の変更に伴う規約の改正であり、本委員会は、原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

議案第49号　磯城郡介護認定審査会共同設置規約の変更については、審査件数の増加による委員定数の増員並びに会長職の明確化に伴う改正であり、本委員会は、原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

議案第50号　磯城郡障害認定審査会共同設置規約の変更については、法律の名称変更に伴う規約の改正であり、本委員会は、原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

以上が福祉文教委員会に付託を受けました補正予算案２件、条例案４件、指定管理者の指定案１件、規約の制定及び変更案４件についての概要であり、慎重に審議を行い、原案のとおり承認いたしましたことをご報告申し上げまして、委員長報告を終わります。

○議長（辰巳勝秀君）　ただいま各委員長の報告が終わりましたので、これより委員長報告に対し質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳勝秀君）　質疑なしのお声がありましたので、質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳勝秀君）　討論なしとのお声がありましたので、討論なしと認めます。

お諮りします。

議案第１号　平成25年度三宅町一般会計予算についてより議案第６号　平成25年度三宅町水道事業会計予算についてまでの６件を一括採決します。

本６件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳勝秀君）　起立全員と認めます。

よって、本６件は可決することに決定いたしました。

お諮りします。

議案第７号　平成24年度三宅町一般会計第７回補正予算についてより議案第10号　平成24年度三宅町水道事業会計第３回補正予算についてまでの４件を一括採決します。

本４件は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳勝秀君）　起立全員と認めます。

よって、本４件は可決することに決定いたしました。

お諮りします。

議案第11号　特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第12号　教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定についての２件を採決します。

本２件は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳勝秀君）　起立多数と認めます。

よって、本２件は可決することに決定いたしました。

お諮りします。

議案第13号　三宅町行政組織条例の一部を改正する条例の制定について、議案第14号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第15号職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についての３件を一括採決します。

本３件は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳勝秀君）　起立全員と認めます。

よって、本３件は可決することに決定いたしました。

お諮りします。

議案第16号　財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳勝秀君）　起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定いたしました。

お諮りします。

議案第17号　三宅町消防団条例の制定についてから議案第20号　三宅町消防賞じゅつ

金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の制定についてまでの４件についてを一括採決します。

本４件は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳勝秀君）　起立全員と認めます。

よって、本４件は可決することに決定いたしました。

お諮りします。

議案第21号　三宅町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてより議案第23号　三宅町デイサービスセンター条例の一部を改正する条例の制定についての３件を一括採決します。

本３件は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳勝秀君）　起立全員と認めます。

よって、本３件は可決することに決定いたしました。

お諮りします。

議案第24号　三宅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳勝秀君）　起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第25号　三宅町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてより議案第27号　三宅町小集落改良住宅条例の一部を改正する条例の制定についてまでの３件を一括採決します。

本３件は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳勝秀君）　起立全員と認めます。

よって、本３件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第28号　三宅町町道の構造の技術的基準を定める条例の制定についてより議案第

31号　三宅町都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてまでの４件を一括採決します。

本４件は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳勝秀君）　起立全員と認めます。

よって、本４件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第32号　三宅町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の制定について、議案第33号　三宅町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定についてまでの２件を採決します。

本２件は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳勝秀君）　起立全員と認めます。

よって、本２件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第34号　三宅町下水道条例の一部を改正する条例の制定について、議案第35号三宅町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定についてまでの２件を採決します。

本２件は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳勝秀君）　起立全員と認めます。

よって、本２件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第36号　公の施設の指定管理者の指定についてより議案第43号　屏風第１緑地の指定管理者の指定についてまでの８件を一括採決します。

本８件は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳勝秀君）　起立全員と認めます。

よって、本８件は可決することに決定いたしました。

お諮りします。

議案第44号　三宅町立東屏風体育館の指定管理者の指定についてを採決します。

本件は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳勝秀君）　起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定いたしました。

お諮りします。

議案第45号　山辺広域振興基金の権利の放棄についてを採決します。

本件は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳勝秀君）　起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定いたしました。

お諮りします。

議案第46号　三宅町道路線の認定についてを採決します。

本件は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳勝秀君）　起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定いたしました。

お諮りします。

議案第47号　川西町・三宅町就学指導委員会共同設置規約の制定についてを採決します。

本件は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳勝秀君）　起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定いたしました。

お諮りします。

議案第48号　天理市、山添村、川西町、三宅町及び田原本町一般廃棄物の処理事務委託に関する規約の変更についてを採決します。

本件は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳勝秀君）　起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定いたしました。

お諮りします。

議案第49号　磯城郡介護認定審査会共同設置規約の変更について、議案第50号　磯城郡障害認定審査会共同設置規約の変更についてまでの２件を採決します。

本２件は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳勝秀君）　起立全員と認めます。

よって、本２件は可決することに決定いたしました。

◎閉会中の継続審査について

○議長（辰巳勝秀君）　お諮りします。

閉会中の継続審査について、当面する諸問題につきまして、各委員会で議会閉会中においても引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第109条第６項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査していただきたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳勝秀君）　異議なしと認めます。

よって、議会閉会中の各委員会で継続して調査並びに審査したいと思います。

◎町長あいさつ

○議長（辰巳勝秀君）　以上で、本定例会に提出されました議案は全て議了しました。

閉会に当たり、志野町長よりあいさつを受けることにいたします。

志野町長。

○町長（志野孝光君）　平成25年３月三宅町議会第１回定例会の閉会に当たりまして、ごあいさつを申し上げます。

本定例会に新年度予算を初めとする重要案件54件の議案等、提案を申し上げ、去る３月４日以来15日間にわたり慎重ご審議をいただき、全議案可決決定いただきましたことに厚くお礼を申し上げます。

また、本議会で議決いただきました今回の行政組織機構改革については、幅広い行政

課題に取り組み、町民にわかりやすく一体化したサービスが行える体制といたしました。

当面、町民の皆様には多少ご迷惑、ご不便をおかけすることもあろうかと存じますが、何とぞ議員の皆様も同様、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

一昨年３月11日に発生した東日本大震災から早くも２年を迎えました。

本町におきましても、これまで被災地への人的支援や物的支援、義援金による支援をさせていただきましたが、復興への課題も多く、一層の対応が必要であります。したがいまして、本町といたしましても、今後も被災地の復興に向けて、できる限りの支援をさせていただく所存でありますので、引き続き議員各位におかれましては、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

いよいよ春の好季節を迎えようとしておりますが、時節柄、議員の皆様方にはくれぐれもご自愛いただきますようお願い申し上げまして、閉会のあいさつといたします。

◎閉会の宣告

○議長（辰巳勝秀君）　いろいろ多岐にわたる諸問題がたくさん山積しておりましたが、皆様のご協力でいろいろと質問等もなく、スムーズに進行していただきましたことをお礼申し上げまして、平成25年３月三宅町議会第１回定例会を閉会したいと思います。

どうぞよろしくお願いします。

ありがとうございます。

（午後　２時３３分）

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

平成　　年　　月　　日

議　　長

署　名　議　員

署　名　議　員